

令和7年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和7年12月15日 午前 9時30分 開議

2. 令和7年12月15日 午後 2時47分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	由	香	2番	渡	邊	順	子
3番	我	妻	瑛	子	4番	高	森		学
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	平	澤	一	浩	8番	山	崎		誠
10番	片	岡	昭	彦	11番	黒	田	員	米
12番	西	山	宗	弘					

6. 欠席議員

9番 石 井 壽 富

7. 会議録署名議員

10番 片 岡 昭 彦 11番 黒 田 員 米

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 早 川 順 治 書 記 岩 崎 啓 子

9. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 雅 則	副 町 長	岡 田 清
教 育 長	石 井 孝 典	会 計 管 理 者	大 森 初 恵
総 務 課 長	山 本 敦 志	税 務 課 長	石 伊 利 光
企 画 課 長	大 樫 隆 志	協 働 推 進 課 長	大 月 道 広
住 民 課 長	宮 田 慎 治	福 祉 課 長	古 林 直 樹
保 健 課 長	塚 田 恵 子	子 育 て 推 進 課 長	片 山 和 子
農 林 課 長	石 坂 晃 則	建 設 課 長	大 月 豊
水 道 課 長	檜 寄 秀 徳	教 委 事 務 局 長	中 山 仁
定 住 促 進 課 長	荒 谷 哲 也	加 茂 川 総 合 事 務 所 長	岡 崎 直 樹

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

今朝も大変寒い朝となりました。それぞれ皆様方、体調管理には十分御留意なさいますことをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。9番、石井壽富君が所用のため欠席です。

定足数に達してますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議中の撮影を既に許可したものに加え、山陽新聞社に許可をしております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番、片岡昭彦君、11番、黒田員米君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをいたします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

8番、山崎誠です。議長の御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、項目としては3つでございます。創業支援について、それから住宅火災などの被災支援について、カップリングパーティーについて行いたいと思います。一問一答方式でよろしく願いいたします。

まず、創業支援についてでございます。

人口減少が進んで、小売業、飲食業など小規模事業者の廃業が相次いでおります。大和

地区でも小売業が廃業するのではないかということで、今いろいろわさになっております。

一方で、起業する、新しく業を起こす動きもかなり見られます。新たに事業を起こすことは地域に活力を生み出し、有益であると考えますが、町はこうした創業支援に対して起業時のスタートアップに必要な経費の一部を補助する制度を設けております。この支援制度の成果と今後の課題についてお尋ねをいたします。

まず第1に、創業支援の目標値についてでございます。

これは私が申し上げるまでもなく、創業支援というのは産業競争力強化法ということに基づいて国の認定を受け、行なっております。創業の相談窓口を設けておりますけれども、創業の目標値というのはどのように設定されているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

8番、山崎議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、創業支援に当たっては、創業を支援し、創業に関する普及啓発を行うことで中小企業の活力再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針が国から示されております。そのため、国の指針にのっとり、目標値の設定については、国の認定に当たり、町及び商工会が地域の課題について調査を行い、地域の経済動向、需要動向、地域の特色、産業構造などを基に専門家等と連携協力して定めております。現在の計画では、年間で相談件数20件、創業については7件を目標値として定めております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

現在、目標値等々の数字が今示されました。

2番目の過去3年間、相談件数の目標値について、7年度が今の20件、7件だと思っておりますが、この目標値をちゃんとクリアしているのか、あるいは創業支援補助金というものを設けておりますけれども、この応募件数、それから採択件数というのはどのような推移になっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

町の創業支援事業補助金を受けた件数ですが、令和5年度が4件、398万7,000円、令和6年度がゼロ件、令和7年度が現在のところ2件で171万8,000円を予定しております。

過去の例では、おおむね年間2件から4件の補助金利用があったとなっております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

先ほどの目標値に比べれば、少し少ないようなんですけども、これについてどのように評価をされ、そしてまたこれをどのようにこれから目標値に近づけていこうと、このようなことについてどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

町の補助金の申請を受けたという方は先ほどの数字のとおりでございますが、町の補助金を受けずに創業された方もおられるのではないかと思います。そういった方も含めると、若干数字は増えるのかもしれませんが、目標値を達成できるように今後も商工会と連携してやっていこうと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

お答えにありました商工会との連携でございます。次の質問ですけれども。これは、法にもそのようなことも、もちろん連携しなさいと書いてありますが、この創業支援の支援金を受けるに当たっては、創業塾、商工会と連携して行なっている創業塾を受講することが条件となっていると思うんですけども、この創業塾の受講については担当課のほうでは把握しているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

過去3年間の創業塾の受講生は、令和5年度が8名、令和6年度が4名、令和7年度が10名となっております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

今回質問したのは、特に今年度10人ということで、今年度7年度です、二、三、定員がいっぱいになったので次年度に送ったということで、先ほどの目標値などからいうと少し低いんですが、創業塾については応募が多くて、先ほど申し上げたような経緯で聞いております。こういうことを考えると、創業についての意欲というのはあるのではないかと思うんですけども、この目標値と、令和7年度は少なくとも創業の意欲のある方が多かったというふうに考えられますので、今後の創業支援、4番目の質問ですけども、成果とか、今目標値と実際が少し違うので、このあたりの成果と効果とか、今後の課題というのについては何か担当課のほうでお考えがあるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課。

○協働推進課長（大月道広君）

この町の補助金の取組については、平成29年度から行なっておりまして、令和6年度までに18件の創業支援事業補助金を受け、創業した例がございます。業種についても、飲食から製造、小売販売など多種にわたっております。

一方で、課題としては、補助金利用後5年間、営業収支の報告を受けることとしておりますが、多くが事業開始時の予定を下回る利益水準となっているなど補助金の効果がかみづらく、併せて開業に当たっての収支計画に疑問を感じる箇所もございます。そのため、今まで以上に商工会を通じて安定した事業が行えるように指導を繰り返し行なってまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

創業支援金を受けて、先ほどのような実態をお聞きしましたが、私は創業支援事業を受けた方、かなりの方と実はヒアリングを行いました。創業塾については、丁寧に、シリーズというか、最低4回はしなきゃ、クリアしなきゃいけない6回の創業、様々な創業とか事業に関するサポートを行なっておりますけども、割と創業塾、商工会を行なっている創業塾については大変好評でした。大変丁寧に指導してくれると、後のサポートもしてくれるということでしたけども。先ほどの支援金の例えば予算組みは、先ほども申し上げたように600万円ということとなっておりますが、そこら辺の商工会における創業塾が割と好評なのに、十分至っていないというのは、この町の人口減少とか、購買力の減少とかがあると思うんですが、そのあたりをこれから具体的に担当課としては何をやれば創業の意欲に応えられる行政としてのバックアップ、お金だけではなくてやるというふうなこととは何かお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

なかなかいろんな創業に関しまして、お手伝いができるというふうな事業につきましては、なかなか特効薬というものが見つけにくいということもありますが、商工会と連携しながら、専門がありますので、商工会と連携して、後はそこのアドバイザー等の協力を得ながら皆さんの協力ができるようにやっていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

行政もお金だけではなくて、様々な全体の周辺環境の整備とかを行なっていただきたいと思うんですが。

そこで、5番目の創業支援事業の対象業種ということでお尋ねしますけども。町が交付に当たっての交付要綱というのを作成しております。その中で、実は小売業とか一般的な一般商業と言われるものについてはこの対象、この支援金の対象なんですけども、実は農業、ここに書いてありますが、農業、漁業、金融業、医療等々については対象外になっているんですが、最近移住した方とか、それからいろんな諸状況、今農業離れとか、農業の

経営が厳しいとかという中で、農業というものについても支援対象の業種にすべきではないかと、このように思いますが、そのあたりのお考えとか見通しをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

まず、農業関係では、中山間地域直接支払制度事業補助金、有害鳥獣対策事業補助金、頑張る農家応援事業補助金、就農時に農業公社などで研修を受けながら準備資金を得られる就農準備資金制度、また認定農業者であれば規模拡大を図るときなどに補助金もあるなど、農家への支援事業は多種にわたって存在していると感じております。

一方で、商工業関係では、間接的に町内業者を支援することになる住宅リフォーム事業費補助金などを除けば、直接的には中小企業活性化資金利子補給事業ぐらいしかない状態でした。そのため、商工業の支援を目的として創業支援事業補助金が設立されたときに、他の自治体の例なども参考にして農業は対象外になったものと考えております。

農業の追加については、ほかの補助事業との兼ね合いや町の財政等も考慮しながらの研究となると考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

補助金の予算ベースの額、先ほどのお答えでは、これは600万円ですけども、クリアしてないということも先ほどのお答えでありましたが。農業関係も様々な補助金、支援のための制度も整っておりますけども、高齢化の中で新たな若い人の農業経営が、ネット販売とか自分たちで6次産業化とか、いろんただ作るということから少し変化しております。そういう意味で、先ほどお答えにあったことを様々考慮しながら、この別表から農業を外して、農業支援の農業での企業の形とか、農業支援も枠に入れる、そのような工夫をされたらいかがかと思うんですが、その点については、もう先ほどのお答えのように様々な農業関係の支援金があるから検討も値しないんだということなのか、新たな日本のお米とか食料の生産基盤の確立ということから考えても、新しい農業を考えてる人、農業をやろうとしている人について何らかの導入、スタートアップの支援をするという意味でこの

制度の適用というのをお考えにならないのか、考える余地があるのか、そのところをもう少しお聞きしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

まず、うちを含めて県内でもおよそ半分、現在のところ、県内では20件ほどいろんな補助金がスタートのときにあると今のところの調査ではつかんでおりますが、その約半分が農業は対象外というのが要項に明記されております。そのほかのところについては、要綱には明記はございませんが、対象になるのかどうかというところまではまだつかめておりませんが、少なくとも半分は対象外になっておるといようなこともございます。そういったこともあることから、いろんな調査研究をまずはさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

研究をしていただきたいんですが。これは、この別表に上げている農業が外れている、ほかの幾つかも外れてますけども、法です、産業競争力強化法について農業を加えることは法ではこれは禁止になっているんですか、許されてるんですか、そのところを確認しておきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

産業競争力強化法のほうで農業が対象外かどうかというところまで、申し訳ございません、調べ切れておりませんので、ここでお答えができないということになります。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

私も、全て法律家じゃありませんけど、読み込んでおりませんが、私は禁止されていな

いと思っています。それについて、先ほど農業立町ということ掲げて、今高齢化が進んで、今回も今年のお米は少し高くなりましたけども、政府のほうも来年度はどうなるか分からない、お米の生産価格がというようなことで、高齢化とそういう農業経営の厳しさの中でまた新しい芽が、やろうという芽が出てきているように感じますので、そのあたり、法との関係も十分研究していただいて、農業支援も、先ほど申し上げたように、農業もただ作るということだけじゃなくて、新しく6次産業化とかいろんな農業の形もあろうかと思いますので、そういう新しい時代の変化も捉えながらスタートアップの創業支援について農業も加えていただくように前向きに検討研究を重ねていただきたいと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、次の質問、住宅火災などの被災支援についてでございます。

過日も九州大分のほうで大規模な火災がありましたし、テレビのニュースを見ると、あちこちで大小様々な火災も発生しております。こういう予期せぬ災害によって衣食住を失うことは、その原因や規模の大小にかかわらず、被災者、被害を受けた人にとってはつらいし、また深刻なことであろうと、これは推測に難くないところでございますが。こうした被災者に対する救援救済支援というのは、私は政治の緊急に行うべき一丁目一番地だろうと思います。

今回の質問ですけども、住宅火災によって生活基盤の一部を失った町民の緊急の住まいの確保と残材処理の支援についてお尋ねをしたいと思います。

まず、緊急時の住まいの確保についてでございます。これは、2018年には大きな水害もございましたけども、大規模な災害については国の特措法などによって住宅も建設され、被災の避難所なども大規模に整備されるのが通例でございますけども、個別の住宅火災で住まいを失った場合、住宅が火災、全焼して住めなくなったという場合の支援体制、これ実は、後でも申し上げますけども、私たちの大和地区で昨年、今年と続けて住宅が全焼するということが、不幸なことが起こりました。

緊急時、焼けて今日の晩から泊まる場所がないということについての住まいの受入れ体制についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

町内で建物火災が発生し、住居を失った方におかれましては、大規模な火災被害を除きますが、基本的には対象者の親族のお宅などに一時的に入居するケースが一般的なようでございます。

しかし、親族がいらっしゃらないなどの事情によりどこにも入居することができない場合には、社会福祉協議会に協力を仰ぎ、居住する家のめどが立つまで仮住まいのスペースを提供していただいております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

社協などの協力を求めて仮住まいの提供ということでしたけども、昨年7月の火災の場合、少しそれに手間取ったんです。体制は取っていただきました。その際も、どこでどういふふうに入れられるかということについて、明確にはほとんどの方は知らなかったんですけども、社協にお願いして、どこの施設をお願いして、どのように受け入れるように今なっているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

社協にお願いをして受け入れていただく施設といたしましては、高齢者生活福祉センターのようでございます。この受入れの体制につきましては、被災された方から町のほうへ依頼があれば、もちろん連絡を取り、対応をさせていただいておるところでございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

円城にある先ほどの高齢者生活福祉センター、社協が指定管理を受けているところだと思いますが、このときに、ここを私たちも提供して、私たちというか、大和の場合も提供していただいたんですけども、例えばそこの入居の利用料とか、それから期間とか。というのが、これが指定管理を受けていて、いろいろ今の福祉センター条例を読むと、社協では簡単に決められないということで。入った方、これは感謝を申し上げます。というの

は、被災して、どっかアパートに入ると、そこを紹介するからと言われても、洗濯機はない、炊飯器はなくて、寝具はないということで、あそこは助かったわけですが。でも、実際にいつまでに出るのか、利用料は幾らか、明示がなかったわけです。本人も不安であった。そのあたりのことも実際整っているのかどうか、それは入る場合はこういうことだということが、特に去年の場合は明示がなかったんですけども、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

お答えいたします。

福祉センター条例におきまして、利用料等は決まっております。ただ、被災された方の状況にもよりますので、そのあたりは総合的に判断していきたいというふうには考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

実態を申し上げますと、先ほど福祉課長の答弁がございましたけれども、この利用料金というのは幾らということで条例には書かれてあります。しかし、実際には町長権限で様々なここで減免とかというようなことがあるというふうにも書かれておきまして、そのあたりが減免措置があるにしても、明示して、1日これだけですと、これだけ要りますと、期間はこれぐらいを考えてますということの最初のそういう条件すらもなかったんですが、そのあたり、今御答弁があったように状況を把握しながらと言いますけども、基本的な線は決めておいていただかないと困るので、そのあたりについては今後どのように運用していくのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

被災者の方には丁寧の説明しておるつもりでございます。利用料等も決まっております

ので、先ほど言いましたように、いつから頂くというようなことにつきましては、その方の様子を聞きながら丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

もうちょっと具体的に検討していただきたいと思いますが。実は、今の生活福祉センターについては、これは高齢者ということが基本的な対応の条件になっておりまして、その中にその他目的達成のために必要な事業というのがここに該当したんだと思います。このあたりが不分明なんです。このところを実際社協が指定管理を受けている。この条例によって、当然、条例等々をはみ出すわけには受託者はいきませんので、このあたりについて、実際そういう火災、土砂崩れとかいろいろなことで住めなくなった方、高齢者のための施設であるけど、ここをそういう災害のためにはどういうふうにご利用するんだというようなことはちゃんと整理しておいていただきたい、できるかできないかも含めて。そのあたりがきちんとしてなかったし、今の御答弁では、まだそこまでできていなかった。つまり、今年もまた残念ながらそういう同じ火災がございまして、そこもまだ十分整理されていなかったように思います。そのところは、今後、この条例との、センター条例との兼ね合いも含めて、運用の規則か何かできちんとしてやっていただきたいと思います。

それに関連してなんですけども、これも随分、例えば一月、二月、ずんずん延びていろいろなことで去年の方はお世話になったんですが、いつまでおれるのかということについても、居住の期間が不安定で、ほかの住居やアパートを探したりいろんなこともしたんですが、このあたりの先ほどの利用料も含めてどれぐらい利用できるのか。ケース・バイ・ケースもございしますが、そのあたりについても様々なケースを想定して、マニュアルあるいは運用についての指針というものは出していただきたいと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

お答えいたします。

入居する親族等がおられない場合につきましては、町営住宅や町有住宅への入居も御案

内しております。それも難しい場合につきましては、緊急的な対応として先ほども言っております社協の管理しております施設の御利用もお伝えしているところであります。

私としては説明をしているというふうには思っておりますが、そこがなかなかできてないということでしたら、また引き続き丁寧に説明して御理解いただくようにしております。マニュアル等は今のところ作成しておりません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

火災とかこういうことがもうないほうがいい、あつてはいけないこととか、当然ないほうがいいんですけども、生活する以上、そういうことも考えておかなきゃいけないので、整備しておいていただきたいと思います。

特にこの受託者のほうも、条例との関係で自分たちは簡単に決められないというふうにおっしゃっておいりましたので、実際にそういう火災が起こって被災した人が困ったときに、こういうふうなことで入居が可能だからよく調整してくださいという基準線は出していきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

それから、それとも関連して、この3番目に書いてありますが、3番目の質問ですけども、入居の先ほど言いました要件とか家賃とか水道とか様々なことについて、ここに今先ほどの御答弁がありましたように、そういうことも併せて何らかの運用指針なりで定めていただきたいと思います。

4番目のこういうふうな指針を定めたときに、例えば期間が延びて、今回も去年の方は非常に延びて、再建するまでに様々な事情があつて延びたんですけども、町営住宅やほかの住宅を我々も探しました、高梁とか。なかなか難しかったんですけども。その際の今の一時的にそこに宿泊、寝泊まりできる福祉センター以外が長期にわたった場合、どのような住宅や、あるいは町営住宅とかということも、民間の住宅もありますが、その際の減免、そういう場合の減免とか、被災された方は経済的にも厳しい状況に立たされますので、そのあたりの減免措置などについても検討していただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

お答えいたします。

町営住宅につきましては、公営住宅法に基づき入居要件が設けられており、すぐに優先入居は難しい状況にあります。このことから、町ではより柔軟な対応をするため、町有住宅への入居を案内しているところです。この町有住宅は、住宅火災に遭われた被災者を対象に一時提供住宅として活用しております。被災者の実情を考慮し、入居条件や期間を決定し、安価な家賃で提供することとしています。これにより被災者の方が安心して生活再建を進められるよう、支援を行なっております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

決めは分かりましたけども、これ、町長にお尋ねしますが、町長はずっと基本的な姿勢として様々な町民に対するスタンス、町民に寄り添うというふうにおっしゃっています。もちろん公務員は条例、法令に従って様々な処理をしなきゃいけません。条例、法令に沿って町民に寄り添うというスタンスから、可能な範囲で、後で残材処理でも言いますけれども、減免の措置についてお考えがあるのかどうか、そのあたりを町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これは議員言われるとおり、火災に遭った方は大変な事態でございます。そういうことも踏まえまして、今回の大和で起こった火災につきましても、社協としっかりと連携を取って、その夜のうちにこのセンターのほうに行ってくださいという判断をさせていただきました。これにつきましては、事細かく書けば書くほど柔軟性がなくなります。そのときの状況をしっかりと社協と行政が把握して、対応を取ることが私は大事だろうと思います。

また、減免につきましても、その方の所得等々いろいろとございます。また、家族構成、親戚構成いろいろと違います。その状況をしっかりと把握した上で、その方に対して

必要な支援ということを考えていきたいと思えます。また、減免につきましても、そのような内容もしっかり把握した上で検討したいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

血の通った行政という意味で、許す範囲で様々なそういう減免、お困りの方の措置をお考えいただきたいと、このように思えます。

それも関係あるんですが、次、家屋火災のあった場合の残材の処理についてございます。これを読み上げるのは、時間がありますので、簡単に言いますが。

高梁クリーンセンターは、火災のあった場合の焼け残った家財については、本人が持っていけば処理できる。ところが、柱等々の建材については処理できないというふうに、今、見解でございましたが。これは町長にお尋ねしますけど、一般廃棄物、産業廃棄物をどう処理するかについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法というもので様々な取扱いが決められています。家屋火災があった場合の建材、柱とか様々な物ですけれども、その処理について、法では、廃掃法では、これは一般廃棄物で処理できるのかどうか、そこの基本的な法律の解釈の見解を町長にお尋ねしたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

法的なことを聞かれたので。これにつきましては、基本的に火災の残材につきましては、建設業者とか解体業者等々の事業者がされる場合は、これはその火災ごみは事業活動に伴った物でございますので、産業廃棄物です。高梁のセンターは、あくまでもこれは一般処理施設でございます。ただ、言われたように、火災につきましては、本人が片づけてそれを持っていく場合は、一般廃棄物と解釈されます。ただ、能力の関係で高梁のセンターでは柱等々、もっとありますけど、それについては受けることができませんというような状況です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

次の質問まで答えが出てきましたけども、今のお話というか、今の御答弁では、法律上、廃掃法上、一般廃棄物として、私がずっと調べた範囲では、判例などを見ますと、一般廃棄物として、もちろん産廃の業者がこれを使うと全て産業廃棄物になるんですけども、個人、その方の持ち主が扱くと、残材も一般廃棄物として、それは廃掃法では禁止されてないとなっておりますけど、その解釈でよろしいですね。お答えいただけますか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

そうです。占有者、また所有者等々が片づける場合は、一般廃棄物の範疇でございます。産業廃棄物は事業主、産廃業者とは書いてません。事業者が取り扱う場合は産業廃棄物というふうに法では書いていると思います。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

法的に問題ないということでしたら、廃掃法第6条には、市町村がその区域内において廃棄物の処理計画とか条例を定めなさいと書いているんですけども、吉備中央町の場合、そういう家屋火災があつて、個人の住宅が焼けた場合の残材処理について、家財じゃないですよ、残材、柱とか等々についてどういうふうに処理するということをいろいろかなり読んだんですけども、書かれていないようなんですけども、何かそのあたりのことは、処理計画なり条例なりで定めたものはあるでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

御質問にお答えします。

住宅火災のごみの処理については、条例に定めはありませんが、吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第1条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従うこととなります。

また、災害廃棄物の処理計画についてですけれども、災害廃棄物は一般廃棄物に分類さ

れるため、災害に起因する住宅火災ごみについても、産業廃棄物としてではなく、一般廃棄物として処理されることとなります。本計画に定める災害廃棄物の処理フローについては、仮置場で一時的に集積した後、復興資機材、仮置場、処理施設及び最終処分施設へ搬出することとなります。

議員先ほど申されました災害廃棄物処理計画も、災害廃棄物とは地震災害、水害及びその他自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物とうたわれておりますので、災害に起因する住宅火災ごみの処理の扱いと一般家庭の火災による住宅火災ごみの処理では、処理の扱いが異なることを御理解ください。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

丁寧な答弁をありがとうございました。質問したのが、処理計画や条例は、今の法に従ってやると言ったんですが、この中には書かれていますかどうかということをお尋ねしたんですが、書かれているんですか、いないんですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

そのことそのものは書かれていません。ただ、搬出という項目で、吉備中央町につきましては一般廃棄物の処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じるものは搬出しては駄目ですよというようなことを書いてます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

町長が答弁してくださいましたが、担当課もきちんとそのあたりは把握して、質問、簡単に書いとるかどうかということをお尋ねしたんで、そのあたりを答えていただければよかったです。よろしくお願いします。

それで、その後の4番目に④に書いてますけども、先ほどの町長の答弁では、いろんな炉の処理能力というのがございます。当然、処理能力を超えるものはできませんので。ですが、4番目の質問、高梁クリーンセンターのことについては、これはまた組合議会でお

尋ねますが、3番目の③で書いてあります。近隣を少し調べましたら、真庭市、赤磐市、美咲町などは受け入れています。ある一定の制限をかけて受け入れています。そのことについて、高梁全体の事務組合のクリーンセンターの受入れがどうかということは組合議会でまたお尋ねしますが、町としては今のように真庭市、美咲町は御存じのように津山のクリーンセンターへ持って行ってます。町としては、このあたりの能力、処理の炉の限界等とも考えるのは当然考えなければいけません、町としては、先ほどの御答弁では、業者じゃなくて本人が持ち込めばできるというふうに私は受け止めたんですが、そのあたりの町の見解を最終的に町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員が言われたとおり、基本的にはその所有者が片づけた物を持っていくことは可能でございます。ただ、可能な範疇でも、基本的には柱、壁、それから基礎部分、建物の根幹をなす物については受入れができません。

その理由としては、高梁事務組合については、その能力がございません。ただ、それを何とかするという事になれば、多額の費用が発生します。そのことにつきましては、我々吉備中央町よりも、その議会のほうでしっかりとその必要性を検討していきたいと思っております。また、議員におかれましても、その組合議会の議員でございますので、議案を提出するなり、検討を一緒にしていけばと思っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

先ほどの答弁のように、もちろんこれは組合議会が本来でございますので、そこで細かいことは質問しますが。

ちなみに、せっかく調べたので申し上げておきますと、美咲町の場合は50センチ以内に切ってくださいということで、これは運用でしてるそうです。それから、真庭市については、2メートル以内で太さが20センチ以内ということで、これは先ほどのような災害計画の中に書き込んでいるようでございますので、組合議会全体でもそのことを十分にまた、私も組合議会の議員でございますので、またお尋ねをしたいと思っております。

続いて、カップリングパーティーでございます。前回時間切れで担当課が残念だったと思うんですが、今回は質問をさせていただきます。

平成25年度からずっとカップリングパーティーが企画、実行されております。これは、定住促進の、私たちの町の課だけではなくて、近年は高梁や新見との連携もして、共同企画もされておりますけど。これまでにイベント、婚活パーティーとかと言われるものですが、あるいはカップリングパーティーと言われるものですが、これは何回ぐらい行われて、参加者はどの程度の数になったんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、8番、山崎議員の御質問についてお答えいたします。

町では、結婚を希望する方に向けた結婚推進事業を進めており、その中で結婚推進協議会委員に御尽力いただきながら、カップリングパーティーなどを高梁市、新見市との3市町連携あるいは町単独で実施しております。近年は、結婚推進協議会委員有志が思いを持って頑張っていており、企画する町単独カップリングパーティーも増えてきて、町内参加者も増加傾向にあります。

お尋ねの実施回数及び参加人数につきましては、平成25年度から令和7年度、現在までに計54回実施し、男性828名、女性749名、計1,577名の御参加をいただいております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

多くの方が参加されていて、いいことなんですけど、成果主義ではありませんが、そのうち成婚というか、めでたくゴールインされた方は何組あるのか、そのうち町内に居住された方は何組ぐらいあるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、お答えいたします。

まず、イベント実施時点におけるカップリング数につきましては290組で、うち町内男性が43名、町内女性が29名でございます。成婚数につきましては、町内からの参加者で御報告をいただいたものが17組ございます。町内居住につきましては、個人情報等の関係でデリケートな部分もあり、正確な数字はつかめておりませんが、可能な限りのヒアリングなどで、少なくとも5組以上はおられます。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

他の人の恋路を邪魔をしといけないとか、いろいろございますので、できるだけカップルができればいいなと思っておりますが。

最後に、この企画内容、先ほどたくさん、ずっと平成25年からの件数もお答えいただき、たくさんの方が参加されているんですけれども、大体中身が、しょうがない面もあると思うんですが、大体レクリエーション。

実は、先日というのは、8月なんですけども、議会で様々な省庁への要望とかに行く前になんですけども、東京のちょっと近くの宮代町というところに行きました。そこは大都市近郊の農業のまちなんですけども、そこでは婚活パーティーに農業を取り入れているんですが、農業について、今までの例を見るとあまりやっていないんですが、そのあたり、農業体験を通じて、ちょっと前は農業女子ということも盛んに言われてました。農業を目指す女性や男性も多いと思うんですが、そのあたり、農業をこのイベントの一つの柱に据えて今後企画するということについてはお考えはあるでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

御提言ありがとうございます。

企画内容につきましては、協議会委員中心に知恵を絞って立案していただいておりますが、アストロコテージガリレオなどの観光施設を活用したものや、鬼伝祭などのイベント

に合わせて実施するなど、カップリングと同時に町の魅力も知っていただけるようなものを目指すなど、工夫しながら実施しているところであります。

議員御提案の農業体験に関しましては、過去に農婚と名づけたイベントで農業後継者クラブと連携してのブドウ狩りでございますとか、ほかのイベントでもトウモロコシ狩りを企画、実施した実績がございます。これらのイベントを通じて参加者に農業体験をしていただくとともに、そこで農業を頑張っている方と知り合っていただくことも結婚推進の上で重要であると考えておりますので、今後も機会を捉えてブドウ狩りなどの農業体験イベントを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

農業体験も入れるというのは、前向きな答弁でございましたが。もちろん、それがうまくいくかどうかは、私ももちろん分かりません。分かりませんが、参考までに、宮代町ではこの10年間余りで10組以上のカップルが誕生し、その町で農業をやっているというふうにお聞きしましたので、一つ、これから農業はこれから先の時代大切な事業でありますし、先ほども申し上げましたように、農業立町として農業を何とか持続していくためにも、カップリングパーティーでそのような企画も工夫して考えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。1番、日名由香でございます。質問形式は一問一答形式で、大枠で2つの質問をさせていただきます。

大枠1つ目の質問です。

町長は、昨年、吉備中央町の未来を切り開く柱としてデジタル田園健康特区の推進、首都岡山構想、吉備高原都市の可能性の3つを提示されました。どれも中山間地域の可能性を前向きに捉え、町の特性を生かしながら持続可能な地域づくりに挑戦する構想であり、

多くの町民に希望を与えるものであったと受け止めています。そこで、お尋ねします。

あれから1年経過しました。どのような成果や課題が見えてきたのか、お聞かせください。

まず、1点目はデジタル田園健康特区についてです。

この取組は、過疎や少子・高齢化など中山間地域が抱える構造的な課題に対してデジタルと地域資源を組み合わせた新たな解決策を生み出す挑戦であり、本町にとっても国の制度を活用した先進的なモデルづくりの機会であると認識しています。この1年で特区としてどのようなプロジェクトが推進されてきたのか、また関係機関や地域住民からの反響、町としての手応えがあれば具体的にお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、1番、日名議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、国家戦略特区制度について少し申し上げますと、国家戦略特区は自治体や事業者が創意工夫を生かした取組を行う上で障害となっている規制や制度について、特例措置の整備をはじめとする改革をまた行うものでございます。

吉備中央町では、令和4年にデジタル田園健康特区の指定を受け、デジタル技術を活用して健康、医療などをはじめとした地域の課題解決に重点的に取り組み、デジタル田園都市国家構想を先導するモデルとなることを目指し、これまでに妊産婦に対する先端的な予防医療サービスの実施等々を関係省庁に対して提案をしてきたところでございます。

直近、1年においては、いまだ措置はされておりませんが、救急救命措置の範囲の拡大等を提案しております。これにつきましては、関係省庁や地域内外の関係機関等々と調整をこれからも継続をしていくつもりでございます。

また、令和7年3月22日には、きびプラザにおきまして第2回吉備中央町デジタル田園都市推進フォーラムを開催をし、一般町民も含めまして約80名の御参加をいただきました。特区事業の取組状況の周知にこのように努めたところでございます。

町といたしましては、これまでよりさらに各方面から様々な御意見を伺うことができた1年であると認識をしており、一步ずつ着実に前進していると考えております。引き続き提案実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろし

くお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

健康や医療の部分でとても進んでいるということを聞かせていただきました。

次に、具体的に何かこういうことで町民の方が感じてる変化とか利便性みたいなところがあれば、お聞かせいただければと思うんですけど。日常の中でそういう効果ですとかという部分が実感できている事例があれば、町民の方にもより御理解いただけるのではないのかなと思います。お願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

御質問にお答えいたします。

吉備中央町の特区提案のうち、これまでに措置されました5つの規制改革事項がございます。

このうち、例を挙げますと、妊産婦の糖尿病治療等に係る保険適用の明確化の提案の実現については、産後の糖尿病受診における診療報酬の算定が適切になされていないという課題に対し、産後女性が保険適用内で診療を受けられるケースを明確化し、全国の地方厚生局等に周知を行なったものでございます。これにより、産後女性の予防医療の充実が期待をされております。

なお、救急救命措置の範囲の拡大、具体的には救急車内でのエコー検査実施の提案につきましては、いまだ措置がされておられません。引き続き提案の実現に向けて、岡山大学をはじめ関係機関等の御理解、御協力の下、国との議論を進めてまいりたいと考えておりますが、提案が実現した際には、救急搬送途中の傷病者に対してエコー検査を実施することで搬送先医療機関選定の効率化と治療開始までの時間短縮を図り、救命率の向上につなげたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

分かりやすく説明していただきありがとうございます。私も妊産婦の糖尿病の件などは知らなかったので、とても勉強になりました。また、救急車内のエコー搬送も、中山間地域に住んでいると病院まで行く時間が長くなっていくので、こういった部分ができるだけ早く進むことを願っています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

これらの取組を進めていく中で見えてきた課題ですとか改善点あれば、お示してください。また、今後に向けてどのような改善策や新たな取組などを検討されているかというのがあれば、併せてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

特区自治体からの提案に係る関係省庁との議論においては、地域住民のニーズ整理や関係機関等との合意形成の重要性を改めて認識したところでございます。町といたしましては、引き続き町民アンケート等をはじめとしたニーズ把握と地域内外の関係機関等との情報共有を徹底し、特区としての規制改革を町民のウェルビーイング向上の手段の一つとして推進してまいりたいと考えております。

また、例えば先ほど御答弁いたしました救急医療に関する取組を例にしますと、本町は救急搬送に全国平均より約14分も長い1時間以上かかるという点で、救急医療資源の乏しい地域であるということが課題であります。特に急な病気や事故は誰にでも起こり得ることですが、いざというとき安心して救急車を利用できる体制を推進するためには、町民や町内でお仕事をされている皆さんにその現状と課題を十分に御理解いただくことが重要であると再認識したところであります。本町では、特区事業により救命率向上の取組を進めておりますが、同時に町民の皆さんにも、体調に不安を感じたときにはかかりつけ医の早期受診を心がけることや、10月から開始しました#7119、救急安心センターによる電話相談を御利用いただくなど、救急車の適正利用について御理解を深めていただけるよう普及啓発にも注力し、町と町民が一体となって課題に取り組むことで真に町民の皆さんが安心して暮らすことのできる健康特区を目指したいと考えております。

なお、来年1月には、内閣府主催によるデジタル田園健康特区フォーラムが吉備中央町

で開催されます。こういった周知の機会も活用し、町民の皆さんと一体となってデジタル田園健康特区事業を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

地域ニーズの把握ですとか合意形成の部分などで少し課題を感じているということがうかがえました。地域の自走に際して直面している現実的な課題があるということこそが、よく動かれてるということだと思います。今回、課題をこのように正直に共有していただき、感謝してるんですが、改善と調整を重ねていくプロセスそのものが、昨年町長がおっしゃったチャレンジ&パワーだと私は認識しています。

最後に、デジタル田園健康特区の目的として掲げられている町民のウェルビーイング向上の部分について申し上げます。

ウェルビーイングの向上は重要な目標である一方で、数値や成果としてすごく捉えにくいということを私自身はすごく感じています。取組の到達点が見えにくいという概念がすごくあるのじゃないのかなと思います。だからこそ、どのような状態になれば町民の暮らしの安心や利便性が高まって特区としての一定の成果を上げたと言えるのかというところが、ゴールをあらかじめ描いておくというのは結構重要な視点なのではないのかなと思います。

例えば特区で試行してきた取組が、日常の行政サービスですとか町民の生活の中に自然に組み込まれ、特区と呼ばなくても機能している状態ですとか、実証した取組が制度や予算、組織として定着して通常の行政運営の中で継続されている状態、また本町で培った技術がほかの自治体でも展開もされていって、吉備中央モデルとして示せるという段階も一つの到達地点になり得るのかなと考えています。デジタル田園健康特区の取組を町に根づかせていくという視点で整理をして今後の展開を考えていくということも、また必要なフェーズに来たのではないのかなと少し思っています。今後、特区の在り方自体を検討する際の一つの視点として受け止めていただければと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

首都岡山構想について伺います。

この構想は、東京一極集中の是正と南海トラフ地震などのリスク分散を背景に、岡山県

を西の首都として機能強化するという極めて野心的で可能性に満ちたビジョンだと感じています。本町は、地理的にも、地勢的にもその役割を担える可能性があり、全国的にも注目が集まりました。町としてこの構想をどのように受け止めて、これまでどのような方針整理や政策活動を行ってきたのか、また吉備中央町が担うべき役割や町として描いている将来像などがあればお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

首都岡山の御質問でございますが。これ、最近、いろんなところで取り上げていただきまして、吉備中央町にとりましてもいい風が吹いてるなというふうに感じているところでございます。

まず、首都岡山を推進するに当たりまして、町といたしまして目指す方針は2点ございます。

1点は、政治、行政、経済が、その機能が東京に一極集中をしていることにより、地方から東京への人口等々の流出が今でも進んでおります。そのようなことから、地方は人口減少にも当然なりますし、疲弊もするというような状況でございます。東京に機能が集中していることによりまして、災害が発生した際には日本の様々な機能が麻痺してしまうというようリスクも抱えている状況でございます。それをしっかりと多くの方に知っていただくという目的もございます。

そして、2点目といたしましては、その解決方法として、吉備中央町は、皆さん御存じのとおり安定した地盤、学者の方が一番最初に言ったのが、3,400万年から3,500万年前から動いてない大陸の安定陸塊だということを言われてます。そのような特異的なところでございます。そのことを生かしまして、しっかりと首都機能などの各種機能が移転可能な一定のインフラを吉備中央町は有しているということも、全国に知っていただくということも、大事だろうと思っております。そして、その場所で既にあるのが、吉備高原都市というような大きな財産がございます。そのこともしっかりと知っていただくという2つの意味合いを持ってこの事業を進めております。

次に、政策の連動というようなことも聞かれたと思うんですが、当事業によりましては、吉備中央町の安全性が広くPRをされまして、特に吉備高原都市にも注目が集まった

ことが一つの成果だと思えます。その成果をより促進するために、今、住宅取得奨励金の充実や都市内の空き家所有者への売却の奨励金、また不動産事業者との連携強化など、移住者が増加をするような施策と連動して今進めているところでございます。それも周知がある程度できまして、一定の成果を今得てるというふうに私は感じております。

これを今止めることなく、さらに多くの方にこの2つの目標、1つは今置かれてる日本の危機、そしてその受皿として吉備中央町のこのようなすばらしい吉備高原都市があるということをこれからも力強く情報発信していくことが必要だろうと考えております。

そして、町が担う役割や将来像ということも聞かれました。

これにつきましては、吉備中央町は、空港にも近く、安全な地域というようなしっかりした特性、特徴がございますから、様々な分野でのバックアップ機能としての役割が今後期待されるのではなかろうかと思っております。首都機能、これ、皇居が云々ではございません。あくまでも、一極集中で危ない政治と経済を分ける。経済は間違いなく東京はもう大きなエンジンでございますから、それは頑張ってくださいと。共に倒れてはいけませんので、政治機能を安定した吉備中央町、吉備高原に移すということをこれからも活動をしていきたいと思っております。

当初は、この活動、なかなかうさんくさい、誰がやってんだろうかというような感じで受け止められていましたが、ここに来て、見る目は変わってきました。しっかりと自信を持ってポジティブにその情報発信をこれからもしていきたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

ありがとうございました。バックアップ機能を果たしていきたいということが伝わりました。その中で、例えば特にこの分野というところを絞ってということをもし考えられているなら教えていただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

基本的には、東京にある政治機能、これはいろんな様々な機能がございますけど、それを京都に文化庁とか、そういう小さい範囲ではなくて、大きな単位でしっかりと移転を考

えていただきたいと。

そうした中で、もう一つは民間の関係では、大きなデータセンター的なもの、これはいろいろな条件がございます。様々な電気であったり、水だったりいろんな条件がございますが、そのような立地も考えられる場所ではなかろうかと思えます。

もう一つは、今、文化財、特に美術品等々の収納場所がなかなかないということも聞いていますので、そのようなこれから後世に残す大事な財産をしっかりとした安定的な場所に保管するというのもこれから考えられるのではなかろうかと思ってます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

情報インフラの整備をしていき、災害時の後方支援拠点としてバックアップ機能をして、吉備中央町自体が全国のセーフティータウンになりたいという認識でよかったですかね。ありがとうございます。美術品等々も広い土地が要と思うので、吉備中央町は適しているんじゃないのかなと思います。

この構想自体が町単独で進めることも可能なのではないのかなと思うんですが、例えば様々な主体とも連携することで、さらにその幅が広がるように感じています。現時点で協議ですとか、もししていることがあれば教えていただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この計画をしっかりと実現するためには、国のしっかりとした判断も必要でしょうし、それに至るまでには、吉備中央町だけでなく多くの方々と連携を取ってというのが必要でございます。今、岡山県のこれは青年会議所の中のグループのワンダーシップというようなメンバーと協力をさせていただいております。これからも、首都岡山の推進に当たりましては、特に岡山県下の様々な方々と協力して、吉備中央町のみならず、岡山県のよさをPRすべきだろうと思っております。

ただ、一つこれを広範囲に広げることによって、吉備中央町または吉備高原という色が薄まるということは吉備中央町にとってどうかなと思いますので、その辺はしっかりと安全な場所は吉備高原地帯であっても、その中で特に安全なのは、我々が今いる吉備中央

町、吉備高原都市ですということだけはしっかりと守るといいますか、中心に置いてこれからも推進に当たりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

町独自で少し頑張っていこうという姿勢が見られました。

お話だけさせていただこうと思うんですけども、隣の高梁市さんですとかも防災に備え中ということで、結構防災関連に力を入れているということを伺っています。岩盤が強いだけじゃなくって、町民自身も防災に意識が向いて、どちらも安心・安全に暮らせてるといふ部分がもう少し広がるとさらにいいのかなというふうに考えています。

それでは、3点目、吉備高原都市について伺います。

○議長（西山宗弘君）

すみません。質問の途中なんですけれども、11時まで休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、日名由香君の一般質問を続けます。

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

では、3点目、吉備高原都市についてお伺いさせていただきます。

昨年の答弁では、分譲地の完売が近づいているという前向きな報告があり、町としても大きなチャンスとして捉えているとの言葉がありました。この1年での進展を踏まえ、完売後を見据えた新たな宅地造成について、町としてどのような検討が進んでおられるのか、また比較的早期に着手可能なエリアや町としての今後の方針や見通しなどをお伺いしたいと思います。

人口減少が続く中で分譲地の完売が進んでいるという事実は、まさに吉備高原都市の再評価と言える現象であって、地域にとっても大きな意味があると感じています。この流れを一過性で終わらせることなく、次の展開にどうつなげていくのかがとても気になります。今後の方向性についてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大櫓企画課長。

○企画課長（大櫓隆志君）

それでは、1番、日名議員の御質問についてお答えいたします。

昨年12月議会一般質問に対する答弁として、町といたしましては吉備高原都市の住区分譲地の販売促進が図られ、吉備高原都市の発展や活性化にとって大きなチャンスであると前向きに捉えている旨を申し上げました。

現在、産業用施設用地は完売し、住区分譲地は令和6年度が78区画、本年度は10月31日現在で24区画の分譲があり、分譲率は94.3%と、完売が見通せる状況となっております。

御承知のとおり、吉備高原都市の整備計画は、平成14年3月、吉備高原都市の今後の整備方針についてにより、事実上、凍結されております。本整備方針の中に、後期計画Bゾーン以降の整備については、分譲中の住宅地、産業施設用地の分譲がおおむね完了し、整備済み区域の熟度が高まった時点で改めて整備内容の検討を行うこと、その際には地元、町との役割分担やPFI等の民間活力導入の可能性も含め、事業主体や整備方法を新たな角度から見直しを行うと記載があります。

御質問の新たな宅地造成の計画策定及び候補地の選定につきましては、町単独で進められるものではなく、県との協力や話し合いが重要であると考えております。

また、比較的早く造成、整備が可能な場所についてですが、例えば幼稚園用地として未利用地となっている場所などが挙げられますが、この件に関しても県との協議が必要となります。

町といたしましては、産業施設用地の分譲が完売し、住区分譲地もほぼ完売となっている状況であることから熟度が高まっていると判断をしており、まずはこの機を逃さないよう、岡山県に対し、吉備高原都市の整備促進と後期計画の凍結解除を粘り強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

ありがとうございます。県に今後要望していくということだったんですけども。できれ

ば、要望する際にポイント的にここはどうかというふうな意思を持ってされるのがいいのかなと思っていて、先ほどおっしゃられたような幼稚園用地の活用ですとか、あとは今現在残っている箇所、自然型住区が多分割と残っているかと思うんですが、見た目には山林に見えてしまうので、なかなか一般の方々が買うとなったときのハードルはすごく高いのではないのかなと感じています。そのあたりもある程度見て、ここなら住めるというような形にさせていただくということとかを協議して、検討していただければありがたいと思います。

それでは、2番の質問に移ります。

吉備高原都市の後期計画について、県への要望や協議の進捗状況として、町としてどのような要望をしているのかという点や、主体的に関わっている具体的な方向性ですとか、そういったものを説明いただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問へのお答えと重複する部分がございますが、県への要望につきましては、毎年、吉備高原都市建設促進協議会において議論された内容を基に、岡山県知事に対し、要望書の提出を行なっております。本年度も、今年24日に要望活動を予定しております。

要望事項といたしましては、まず後期計画第1期で未整備となっているBゾーン及びBゾーンの一部の整備凍結解除、さらに50年を経過する計画では時代に適していないため、現代に沿った計画への見直し、そして吉備環状線の整備及び主要地方道岡山賀陽線、吉備新線の全線4車線化の実現、また企業誘致のための産業施設用地の確保、さらに既に整備された地域や整備済みの未利用地の柔軟な対応、最後に、現在政府が2026年度中に設置を目指す防災庁について、地盤の強固さをアピールし、誘致を目指すことに積極的に取り組んでいただくことを求めてまいります。

町といたしましては、吉備高原都市の発展や活性化は今後のまちづくりには欠かせないものと考えておりますので、岡山県に対し、前に進めるよう力強く要望していきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

丁寧に回答いただきありがとうございます。防災庁の誘致ですとか、そういったところも含めて今後の後期計画の部分が進めていかれるということで把握しました。

これらの3つの取組は、分野こそは違うんですが、共通しているのは、中山間が抱える課題に対して本町がどのような役割を果たして町民の暮らしや安心をどう支え、将来にわたって持続可能な形にしていくのかという点にあると感じています。デジタルの活用だったり、広域的な役割、住環境の整備は、いずれも町の基盤を支える重要な取組です。それらを本当の意味で生かすためには、その土台となる人が育っていくことが欠かせません。とりわけ、これからの本町を担う子どもたちが安心して学び、自分の可能性を広げ、将来に希望を持てる環境をつくっていくというのが町の将来像を左右するのに最も重要な要素の一つだと考えています。

そこで、次に本町の未来を支える人づくりの根幹である教育について伺ってまいります。

本町では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を教育の柱として掲げ、ICTの活用や探求的な学びを取り入れながら子どもたちの学びの質の向上に取り組んでいます。

一方で、学校の統廃合により学校規模や学級構成が変化する中、学習のつまずきや情緒面での不安を抱える児童がこれまで以上に一人一人異なる形で顕在化しているという声も聞こえます。こうした状況を踏まえると、確かな学力とは単に知識や技能を身につけることにとどまらず、つまずいたときに学び直して、立て直すことができる力も含んでいるというふうに考えます。そのためには、探求的な学びを進める土台として基礎的な学習の定着や学習習慣の形成、そして個別に寄り添う支援体制の充実がこれまで以上に重要になっていると考えます。教育委員会としての現状認識と今後の方向性をお尋ねしたいと思います。

1つ目、少人数指導、学習状況の分析、支援員の配置、学力データの活用など個別最適な学びのために必要な体制を来年度はどのように構築していくのか、教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

1 番、日名議員の御質問にお答えいたします。

個別最適な学びにつきましては、来年度についても学校の実情を十分に勘案をいたしまして、必要な県費の教職員の加配等を県に対して強く要望をしていくこととしておりまして、併せて町費の教職員についても各校の現状に応じて町部局と相談をしながら配置をし、人員の確保に努めていくこととしております。人員の配置については、各学校における学習の状況等を把握した上で、県から配置された教職員のチームとしての取組を工夫するとともに、少人数指導の必要性等を検討した上で、教職員の配置を行うことといたしております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。必要な人員を確保してくださるということで、少し考えていただきたいのが、ポイント的にどのように支援員を配置するかという部分なんですけど。現在、高学年になるにつれて子どもたちの意欲の差がすごく広がっているなということ私自身は感じています。低学年のうちの学習のつまずきの部分で、子どもたちの分かった、できたというところの自己効力感ですかね、できなくてもやればできるという上がっていく部分というところのサポートがとても必要だと考えています。

今後の方向性として、学習のつまずきが固定化する前に支援を行うという観点から、低学年を段階的に重点的に少人数指導ですとか支援員を配置することで、結果として中・高学年の安定につながるというふうに私自身は考えているのですが、教育長のお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

今、おっしゃられたようなことも一つの方向性だろうと思いますが、各学校の実情に応じて、それぞれの子どもたちをそれぞれの先生方がしっかりとその場で見ておりますか

ら、その状況をしっかりと勘案した上で判断をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

先生たちの意見を聞くというのもすごく大事な視点になってくるかと思うんですが、町としての基本的な考え方ですとか、優先順位がなければ、学校間で支援の差が出てくるみたいな部分も出てくるのではないのかなと思うので、共通認識という部分を示すということも少しは必要なのではないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、各学校の実情、これはしっかりと把握した上で、そして方向性については、町として示させていただこうと思っております。

しかし、各学校のそれぞれの具体につきましては、学校の先生方の判断と教育委員会への相談を併せて、しっかりと方向性を出して実施をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

その部分をしっかりとお願いして、子どもたちのために一緒に力合わせて、私自身も頑張っていきたいなと思っております。

それでは、2つ目、ICTや学力データを活用して児童のつまずきを早期に見つけて支援につなげるという仕組みづくりの考え方について、見解をお聞かせください。

学習におけるつまずきが放置されると、分からないという経験の積み重ねが自己効力感を低下させ、学習意欲の低下や学習回避行動につながるということは、教育心理学の分野でも指摘されています。近年、高学年において学びに向かう姿勢が課題として取り上げら

れる場面も多く、今年度始まったアフタースクールでも、児童の意欲の差を多分教育委員会さんのほうも感じられてると思うんですけども、そういう現状があると私自身も認識しています。

国立教育政策研究所の調査では、授業が分からない状態が続いていると答えた児童は、自己効力感が低い割合が約2倍、分かる経験が多いと答えた児童は、高学年でも学習意欲が高い割合が約1.6倍といった数値も出ています。

こうした状況を踏まえると、特に低学年においてつまずきを早期に発見し、適切な支援につなげることが学習意欲の回復やその後の学習の安定につながると考えますが、教育委員会としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

I C Tを活用した学習の習熟度、そういったものの把握につきましては、現在においても担任の先生から出されるタブレットを活用した学習ドリルや、それから小テスト、そういったものによって個別の学習進度や、それからこれまで学習してきた事項の定着、これを確認をできるような形になっておりまして、それに応じてつまずく箇所を把握をしっかりとしまして、基礎の定着や発展的な内容への挑戦などの学習を実施しているところございます。これらはI C Tを活用することにより実現できる個別の状況に応じた学習でございまして、引き続きより充実した学習ソフトを選択したり、教職員のI C T活用能力向上のための研修等、そういったものの体制を整えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

前向きな答弁ありがとうございます。

I C Tや学力データの把握だけにせず、その次の段階、どの段階でどのような支援につなげていくのかというところの部分も含めて整理をしながら、ほかの自治体の例を見ながら参考にしているいろいろ考えていただければと思います。

それでは、次に移ります。

きめ細やかな指導を継続していくには、担任一人の努力や工夫だけでは限界があり、複数の大人がチームとして子どもを支える体制が不可欠になってきたのではないのかなと考えます。現在、本町では、学校統廃合による加配により、教員の皆さんが日常的に子どもたちの学習面や生活面のケアを懸命に担ってくださっていると承知しています。

実際に、ある学校では、クラス内の学習の定着に差が見られる状況を踏まえて、授業を分けて行うなど、学習の取りこぼしを防ぎ、全体の底上げを図ろうと現場で大きな工夫と努力が重ねられているということも聞いています。こうした取組は高く評価される一方で、教員の献身的な努力に支えられている現状が続けば、持続可能性の面で課題が生じるということも懸念されます。きめ細やかな指導を継続するには、担任一人では抱え切れないのではないのかなと感じています。複数担任制や支援員の増配置など、見守りの層を厚くするというふうな部分は、来年度どのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

現在においても、1人の教職員に過度な負担とならないように、学校と情報共有をしっかりとしながら必要な支援員をクラスに配置することとしておりまして、来年度についても県に対して必要な教職員を強く要望するとともに、町費による教職員の配置も県費職員と併せて状況に応じて準備をしていくことといたしております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

併せて提案をさせていただこうと思います。

今こそ、学校現場が直面しているこういった実情を地域の方々にも丁寧に共有し、学習支援や見守りという形で学校と地域が一体となって子どもを支えるという仕組みをつくっていく時期ではないでしょうか。教育委員会として地域の人材の活用や学校と地域をつなぐ体制づくりについて前向きに検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

か。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

今現在、学校と地域と連携した組織を立ち上げておまして、その中で十分に学校の状況を説明させていただき、地域で御協力いただける部分については、学校としっかりと話し合いをしていただいて、協力をいただけたらというふうに思っております。現在も、そういった話し合いの中で御協力いただいている部分も実際に出てきておりますので、そういったことがこれから活発になればなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

ありがとうございます。私自身もそういった関わりがあることは知っているんですが、もう少し幅を広げてより多くの方に関わっていただくことで、子どもたちの価値観の部分とかも変わってくるのではないかなと思います。より多くの体制で子どもたちを見守れるという点で、つなぐ役割として頑張っていただければと思います。

それでは、次の質問に行きます。

現場の教員の皆さんは、授業以外にも多くの業務を抱えながら子どもたち一人一人に丁寧に向き合っています。だからこそ、子どもに向き合う時間を確保するのが結構大事な役割になってきているかと思います。学級の負担を軽減するアシスタントですとか、外部の専門職との連携強化など、教員の方が子どもに向き合う時間を確保するために何か方策とかがあればお答えください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

教師業務アシスタントにつきましては、今年度から各学校に1名配置をいたしております。学校における一般事務の教職員の負担軽減が図られていると考えております。働き方改革の一役を担っていると認識をしているところでございます。

また、不登校、問題行動等への対応については、県総合教育センター、岡山教育事務所、さらにはスクール・ソーシャル・ワーカー、スクール・カウンセラー等からの指導を受けるとともに、NPO法人などの相談員の方とも連携を図ることによって、子どもに向き合う時間を確保できるような環境となるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

ありがとうございます。環境の部分はすごく大事なところになってくると思うので、引き続きよろしく願いいたします。

本日は、デジタル田園健康特区をはじめとする町の構想や教育について伺ってまいりました。本日の議論を通じて、本町ではデジタルの活用、教育の現場においても現場の努力と工夫によって多くの取組が前に進められていると感じています。

その一方で、多くが現場の献身的な努力に支えられているという部分もあり、今後は頑張り続けなければ成り立たない仕組みから無理なく続ける仕組みへと転換していくということを考えるのも重要だと考えます。特に教育においては、子どもたちの学びと育ちを担任一人に委ねるのではなく、学校や教育委員会、地域がチームとなって支える体制がこれからの時代には欠かせないと思っています。低学年時のつまずきを早期に支援して、ICTや学力データを支援につなげて、必要な子どもたちを専門職や関係機関へ適切につなぐ、こうした取組は将来世代への大切な投資だと考えます。町長のおっしゃるチャレンジ&パワーという言葉が現場の頑張りに頼る合い言葉ではなく、仕組みとして人を支える力となることを期待して私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで日名由香君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

6番、河上真智子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問を行います。質問は、ごみ処理についてと公共交通についての2点で、一問一答方式で行います。

質問の前ですが、寒さが本格的になってきました。風邪を引かれて体調を崩されている方も多いと思います。風邪予防にはマスクと手洗いと言われますが、それはもちろんなんですが、ウイルスの侵入や増殖を防ぐためには、口腔、つまり口の中です、口の中の清潔もとても大切です。うがいや歯磨き、また少しずつでよろしいので飲物で口の中を常に潤すことも心がけていただき、年末年始を元気で過ごしていただきたいと思っております。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

まず、ごみ処理についてお伺いをしていきます。

どの御家庭でもごみの減量については常に心がけていらっしゃると思いますが、実際はなかなか減らないもので、大変でございます。燃えるごみとその他のごみ、例えばプラスチックなどのごみを分別するには大変手間もかかり、種類別に収集日までの置場所を確保しなければならないため、なかなか大変なのですが、それでも皆さん日々頑張っていると思います。

この夏、話題に度々上がっていたのは、高温による携帯電話やモバイルバッテリーに使われているリチウム電池の発火事故でした。今ではいろいろな製品に使われているリチウム電池ですが、いざ廃棄となると、正しい方法で処理しないと、大きな事故に発展しかねないリスクをはらんでいます。例えば、一般ごみに紛れて捨てられたリチウム電池をごみ収集車の回転板が押し潰しますと、衝撃で発火し、内部で火災が発生する大変危険な事例もあります。幸いにも我が町ではまだ耳にはしていないのですが、近隣の自治体での状況はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

6番、河上議員の御質問にお答えします。

町内や高梁のごみ処理場での事故の発生はないのかとの御質問でございますけれども、リチウムイオン電池に関する発火事故について、ごみの収集、運搬時の事故の報告は受けておりません。

高梁地域事務組合クリーンセンターにおいては、ほかのごみに混入されたりチウムイオ

ン電池を使用した製品の発火事例があると報告されております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、町のごみ分別ガイドブック、各御家庭に配られていると思うんですが、これにはできるだけ販売店のリサイクル回収へと書いてあります。しかし、交通手段の問題でなかなかまちのほうまで出かけていくことができない方もいらっしゃるのではないかと思います。

そういった場合の対応はどのようにしたらよろしいのでしょうか。また、今後、蛍光灯の回収のように、年に数回、定期回収を行うことはできないでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

御質問にお答えします。

使用済みのリチウムイオン電池を定期的に回収できないかとの御質問でございますけれども、使用済みリチウムイオン電池につきましては、できるだけ販売店のリサイクル回収の利用をお願いしているところでございますけれども、家庭ごみとして出される場合は不燃ごみとなり、ほかのごみとは分けて袋等に入れて充電式電池と明記するようお願いしているところでございます。先ほどの御質問にありました発火事故防止のためにも、適切に分別していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

定期的な回収につきましては、今現在、不燃ごみとして回収しておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

家庭ごみ、不燃ごみで捨てるときには、できればテープを貼っていただきたいと思いません。

また、関東地方のある自治体のごみ処理施設なんですが、こちらでリチウムイオン電池が破碎された際に発火事故がありまして、約9か月間も稼働が停止する事態となりました。

た。修理費用は約4億7,000万円、大変な金額がかかっております。高粱のクリーンセンターのほうにこちらのほうも委託をしておりますが、万が一そのような事態が起こりますと、町民の生活にすぐ影響してくる問題ですので、出される方に注意を促すような広報活動もお願いしたいと思っております。

次に、家庭ごみの中ですが、家庭ごみの中で最も気になるのは生ごみの処理です。毎日の生活に不可欠な食事の支度、野菜や果物の皮やくず、これは水分を多く含んでおります。また、後片づけの際に出る食物残渣も同様に水分を多く含んでおります。皮をむく際にできるだけ水分を減らすように工夫などを行っているのですが、その物自体が持つ水分が減るわけではありません。また、暑い夏場には、週2回の収集日まで置いておくのは、臭い対策、汁漏れ対策、コバエ対策と、なかなか大変なものがあります。

我が家でも、その対策に以前は畑の中にコンポストを設置して使っていました。しかし、畑まで運んでいく手間がかかり、またすぐに堆肥になるわけではないので、ぼかしや土を入れながら管理しないといけないこと、どうしても臭いや虫が発生してしまうことなど、デメリットも多く、正直なところ、少々持て余しておりました。そんな私の行動を見透かしたように、あるときごみを捨てに行くと、何とコンポストが吹っ飛んでおりました。どうやら、中に果物とか果物の皮とか、米ぬかのようにいい匂いがするものが入っていたので、イノシシが体当たりをしたようでした。そのことで、ついにコンポスト諦める決心をしまして、生ごみ処理機のほうを購入いたしました。ありがたいことに、町からの購入助成金があって、我が家サイズの小型の機器を購入することができております。

いつもは何げなく使っているんですが、今回、ごみの減量化について質問をするに当たり、生ごみ処理機で乾燥させるとどのくらい減量ができているのかと気になりまして、測ってみました。我が家は2人暮らしですので、大きな機械ではありません。例えるなら、シンクに置く三角コーナー程度の大きさの容器に生ごみを入れ、温風で乾燥させるタイプです。これで数日間測ってみました。例えば、ある日の生ごみを約250グラム、これを機械に入れ乾燥させてみると、約50グラムにまで減量していました。1日で約200グラム、もちろん使う食材によって重量は日々違いますが、この1日量だけで計算してみると、我が家だけでも単純計算で1週間では1.4キロ、1か月では6キロ、年間なら70キロ以上もの減量ができる計算です。多分、実際にはもっともっと多いと思います。しかも、乾燥させたものは、減量できるだけでなく、そのまま可燃ごみとして出してもいいのですが、これはまた堆肥にも使える便利なものでございます。

町には独自の処理施設がないので、高梁市の施設を利用し、搬入量に合わせた塵芥処理負担金、いわゆる処理手数料を払っています。その額は、令和6年度では約1億3,000万円です。一般的に可燃ごみに占める生ごみの重量は40%以上、ある自治体の調査では60%以上にもなると言われています。今はまだまだ導入されている御家庭が少ないのですが、今後町内の御家庭で家庭用の生ごみ処理機の活用が進めば、ごみの重量に応じた処理料の負担が減ると考えられます。

そこで、最近の補助金を利用した生ごみ処理機購入に関する状況を伺いたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、御質問にお答えします。

生ごみ処理機の普及についての状況はどうかとの御質問でございますけれども、普及状況につきましては、過去5年間で62件、71万8,100円の補助金を交付しております。内訳としましては、機器が24件、56万6,700円、容器が38件で15万1,400円となります。

現状、家庭から排出される可燃ごみの量は年々増加傾向にある中、議員おっしゃるとおり、この生ごみ処理機がごみの減量化の一役を担うことは承知しております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

徐々に購入される方も多くなっているようなのですが、最近の物価高騰のあおりで生ごみ処理機もかなり値上がりをしているようです。現在の購入補助金の制度は、購入価格の2分の1以内で上限額が3万円となっております。

そこで、令和3年度から今年度までの生ごみ処理機補助金を比較してみました。7年度はまだ年度末の数値が出ていないため、3年度と4年度、そして5年度と6年度の2に分けて比較をしました。

3年度、4年度の申請件数は10件、機械の平均購入価格は4万9,188円、5年度、6年度では申請件数8件、平均価格は9万1,463円です。その差は4万

2, 275円とかなりの差が生じており、自己負担額も増加しています。家族構成によって必要なサイズや機能はまちまちだとは思いますが、家電販売店の店頭価格の高騰を考えると、もう少し補助金の上限の引上げが必要なのではないのでしょうか。このことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

御質問にお答えします。

生ごみ処理機の購入補助金の増額が必要と考えるかどうかとの御質問でございますけれども。現在、当町においては、電動式とコンポスト容器の購入に対して補助金が交付されております。電動式は、1世帯につき、1基購入費用の2分の1、先ほど議員おっしゃったとおりでございます。上限が3万円。コンポスト容器につきましては、1世帯につき2基、購入費用の2分の1、1基当たりの上限を5,000円としております。

現在、当町の制度は、岡山県内の他市町村の制度と比較しましても平均的な水準であることを認識しております。しかしながら、今後、購入価格や他市町村の動向を注視しながら、補助金額の研究検討をしてみたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

先般、真庭市にあるくらしの循環センターを視察させていただきました。地域内の生ごみやし尿や浄化槽汚泥を資源として液体肥料に再生し、それを再び地域の農産物の生産に活用する循環型社会となっております。農業立町である我が町においても、できることなら導入をと思いますが、そのためには町民全員が意識を高くして分別に協力しなければなりません。それにはまだちょっと時間がかかりそうです。

そこで、まずは生ごみ処理機の普及から始めてはどうでしょうか。また、活用が進むことでごみの減量化を図り、搬入重量を減らすことで町が負担する塵芥処理負担金の圧縮ができれば、町にとっても大きなメリットとなります。購入補助金の見直し加算、前向きな検討をお願いいたします。

続いて、2つ目、公共交通についてお伺いしていきます。

10月末、総務産業委員会で広島県安芸太田町と島根県飯南町で公共交通に関する視察研修を行いました。どちらも中国山地の中に位置する町で、人口減少、高齢化はいずれも共通の悩みであり、住民の足の確保を行い、日々の買物や通院ができるようにと様々な対策がなされていました。

初日に訪問した安芸太田町は、名勝三段峡でも有名な広島県西部に位置する町です。幹線道路に沿って民間と町営の路線バスが運行されていて、各方面からのバスは利用者の大半が利用する医療機関に向けての運行となっていました。タクシー会社2社が運行するデマンド型タクシーも、状況に合わせて年々運行形態を見直しながら、利用の多い時間帯に車両を重点的に配置するなど、工夫をしながら運用されています。今後は、沿線の人口減少を見越してバス路線を縮小し、デマンド型タクシーの活用へとシフトする方向とのことでした。

研修の事前調査で興味を引いたのが、この町での交通施策での特徴的な取組として、日本型ライドシェアを導入していることでした。本年度から実証実験として、町内の一部で金曜日の19時から23時を交通空白とみなし、町外の交通事業者の協力の下、二種免許を持たないドライバー1名で予約運行が開始されているということでした。しかし、訪問して分かったのですが、残念なことに利用者のほとんどが町職員ということで、今のところ、町民に広く利用されてはいませんでした。

全体的に見ると、我が町のほうが、AIを活用したデマンド型タクシーの運行やきびアプリを利用したへそ8バスの運行状況の表示など、交通施策では先んじているように感じました。

しかし、1つちょっとこれは負けてるなと思ったのは、キャッシュレス決済の導入です。安芸太田町では、moricaカードという、我が町で言えばベリーぐっどカードのような町内限定のカードが全町民に発行されており、買物や医療機関での窓口の支払いはもちろん、バスやタクシーでの支払いもキャッシュレス決済が可能となっていました。もちろん、アプリでも使えます。これによって乗車の際に小銭での支払いや釣銭の準備が不要になり、利用者もドライバーも大変便利になっています。しかも、公共交通施策を検討する上でカード情報を利用して必要な情報、例えば乗降場所ごとの利用人数や路線の利用率などの把握が容易になるため、集計作業の負担が減り、改良していく上でのポイントが整理しやすくなっていました。

我が町にもベリーぐっどカードがあります。へそ8バスやデマンド型タクシーの車内に

機器を設置すれば利便性が向上するだけでなく、今後のよりよい改良に向けてのデータ収集に大いに役立つのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、河上議員の御質問にお答えをいたします。

カード決済による利便性の向上についてでございますが、現在、御存じのように現金のみの取扱いとなっております。導入に当たりましては、多くの車両に決済システム機器をレンタルすることによるランニングコストや車両へ機器を搭載するスペースなど、確認すべき課題が幾つかございます。このことについては、運行事業者の協力体制が不可欠になってくることもあり、カード決済について交通事業者へ御意見をお伺いした上で、これらの点を整理しながら、可能な部分から段階的に実施する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ベリーぐっどカードは、今では高齢者の方も日頃の買物などで使い慣れていらっしゃるようです。加盟店でも車内でもでもチャージができて、降車の際に小銭を探す手間がなく、スムーズに支払いができれば、より使いやすさを感じられるのではないかと思います。

また、機器は私も実際に店舗のほうで使ってみました。さほど大きなものではありません。タブレットのサイズが邪魔であれば、もっと小型の物やスマホに変更できるのではないかと考えています。都会でタクシーに乗ると、コンソールボックスの辺りにいろんなカードに対応するためなのか、とてもたくさんの機械がついているのを見ることがあります。それを思えば、工夫すれば設置は可能ではないかと考えています。へそ8バスも含めて、導入のほうをお願いしたいと思っております。

そして、2日目に訪問した飯南町、こちらは三瓶山の南側に位置する町で、出雲大社に奉納される大しめ縄の町としても有名なところでございます。

町内外の各方向に向かう町営バスを中心としたバス路線体験が整備されており、日常生活で利用する場所を結んで町民の方の移動を確保し、ダイヤ設定なども町民ニーズに合わ

せた実用的なものになっていました。

この町を事前に資料調査したところ、町役場や道の駅などから約2キロ程度の町内を回る自動運転モビリティを運行されていることを知り、興味を引かれました。車両は定員5人のゴルフカートタイプです。地面に埋め込んだ電磁誘導線に従って走行をします。最高時速は12キロ、走路上に人や障害物を感知すると、自動で停止します。近距離の移動には手軽で、我が町でも導入できるのではないかと思います。こちらでも運行状況をお尋ねしたのですが、残念なことに、冬場の積雪が多い地域でありまして、頻繁に除雪車が通るために誘導線の上をカバーしているゴムが傷んでしまい、そういう問題もあって、今は休止をされているということでした。

このモビリティを我が町の状況に当てはめてみました。現在、デマンド型タクシーの利便性が理解され、利用件数が飛躍的に伸び、時間帯によっては配車が追いつかないくらいの状況になっております。最も短い距離でありながら、それゆえに利用がしにくい路線は、吉備リハビリテーションセンターからアイン薬局経由きびプラザではないでしょうか。通院帰りにお買物ができ、吉川支所や銀行があり、食事もできる、利用者にはとても便利な場所です。しかし、運行事業者側からすると、採算路線とは言にくい面もあります。

そこで、この区間に自動運転のモビリティの導入を検討してはいかがでしょうか。幸い、道路も2車線で、傾斜も緩やかです。安全性と導入のしやすさでは町内で最も適している場所ではないかと考えます。加えて、需要に追いつかないタクシー台数を効率的に運用できるならば、利用者にとっても、運行事業者にとっても、双方のメリットになるのではないかと考えますが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

自動運転モビリティの導入でございますが、移動の利便性向上の観点から有効な移動手段であると認識をしております。自動運転技術は近年急速に進歩しており、公共交通の新たな選択肢として注目されていますが、現時点での導入に当たりましては、多くの課題があると思っております。初期導入費用や維持管理費のコスト面の検証、また安全性や運転の信頼性を確保するためのインフラ整備や技術の成熟度についても十分な検討が求めら

れます。さらに、地域のニーズや交通特性に応じた運行モデルの構築が不可欠となってまいります。

自動運転技術は、将来的に有望であることも事実でございます。人口減少や高齢化社会への対応、またドライバー不足など、重要な手段となり得る可能性を秘めております。今後も技術の進展を注視し、他の自治体での導入事例の調査や関係機関との連携を通じて検討し、安全で有効的な移動手段の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ドライバーの人手不足の対策として自動運転の車両の導入があちこちで試みられており、今はまだ緊急時の対応ができる乗員が同乗したレベル2が多いようです。しかし、各地で実証実験が行われていますので、これからますます進歩、発展するものと考えます。電磁誘導線を利用したものからGPSを利用するものまで様々で、導入コストや維持にかかるコストについても慎重な検討は必要ですが、例えば将来的に吉備高原都市区域をカバーするような交通手段として先を見据えた検討をしていただければありがたいと思います。

先ほどの同僚議員の質問に対する答弁もありましたが、吉備高原都市を将来の首都機能の一部を担うすごい場所、そういった場所として捉えれば、先進的な交通手段の導入も、これはありかと思えます。デジタル田園都市計画ですかね、タイプV、その中でもし使えるものがあつたら、そういうものも利用して、また国のほうもこういった自動運転に対する補助金もたくさん出しておられるようなので、総合的な計画の上で導入のほうの検討を進めていただければありがたいと思っております。

次、デマンド型タクシーの運用についてお尋ねしていきます。

先ほど述べた安芸太田町では、土日祝日も含む毎日運行で、利用時間は7時から19時でした。飯南町では、土日祝日は運休ですが、平日は8時から18時までの運行でした。現在、我が町のデマンド型タクシーの運行時間は8時から17時です。利用率は上がっているのですが、この時間設定では少々利用者のニーズに合っていないようです。

例えば、高梁の病院に検査の都合で朝9時までに行かなければならない場合、バス停までデマンド型タクシーで行き、備北バスに乗り継いでいくとします。乗り遅れると、次は9時台しかないの、何としても7時台のバスに乗らないと間に合いません。しかし、残

念なことに、デマンド型タクシーの運行は8時からです。家族が仕事を休んで送っていくか、自宅から病院までタクシーを使うしかありません。また、現在、多く利用して下さっている高校生の帰宅の足としても、各方面からの路線バスの時間に合わせてもう少し運行時間の延長が必要ではないでしょうか。

ドライバーの就業時間など運行会社との調整は必要ですが、利便性の向上を図るためには、適宜運行時間の見直しも必要と考えております。これについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

デマンド型タクシーの運行時間の拡大につきましては、昨年度実施をいたしました公共交通アンケートの結果、現在の運行時間以外にも利用したいとの声もございました。費用対効果や交通事業者のドライバー不足などの状況を考慮しますと、すぐには厳しいと考えますが、少数ではあるものの、実際の必要性を感じている方がいらっしゃることも事実でございます。

今後は、地域の皆様からの御意見やニーズの変化を注視しながら、必要に応じて運行時間の調整を行なってまいります。いずれにしましても、限られたリソースを効果的に活用し、利便性の向上につながるよう引き続き努めてまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

適宜の見直し、ありがたいことだと思います。

20代から50代の女性を対象にした調査がありました。これによると、子どもの通学や習い事、家族の通院などで送迎を担っているのは、半数以上が女性です。その8割が仕方ないと思いつつも、負担感を感じているそうです。

送迎人生という言葉が御存じでしょうか。これは、家族の送迎を過度に担い、自分の時間や就業機会を失うことの大変さを表している言葉です。先ほど課長も触れられたんですが、その交通に関するアンケートの際、各設問の中で分からないと答えた方がいずれも最多でした。今後、機会があれば、デマンド型タクシー、へそ8バスの調査対象や設問を実

際に利用している方や送迎を担っている世代に絞ったアンケートも1度やってみてはいかがでしょうか。送迎の負担を減らすことが、今後より使いやすい公共交通施策につながっていくのではないかと思います。御検討をお願いしたいと思います。

続いて、デマンド型タクシーの土日祝日運行についてお尋ねします。

現在は運行されていませんが、利用者の方から運行の要望を伺うことがあります。例えば、休日に何かのイベントがあるのを知って、ふだんあまり外出の機会がないお年寄りがこれに行ってみたいなと思っても、移動手段がないと諦めざるを得ません。土日は全体的に需要が少ないかもしれませんが、出かける機会を得ることは家に閉じ籠もることを防ぎ、体を動かし、いい意味での刺激となって気分転換にもつながります。また、いつでも出かけられるという安心感があることも大切なことだと思います。運行事業者には負担がかかりますが、何らかの工夫で実現できないものでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

土日祝日の運行につきましては、地域の高齢者の皆様が気軽にイベント等へ参加できる移動手段の確保という観点から、重要な課題であると認識をしております。昨年、アンケート調査を実施しており、その結果、休日運行について、6.3%の方から利用したいとの声をいただいております。一定数の利用は見込めるものと思いますが、全国的に深刻化しておりますドライバー不足や物価高騰による事業費の高騰など、運行体制の確保において懸念をされているところでございます。

これらの課題に対して、運行业者との時間拡大の可能性について協議を行いつつ、先ほども言っておられましたライドシェアの導入可能性についても現在検討を始めているところでございます。今後、国の動向を踏まえつつ、さらに先進地視察や導入事例を参考に、土日祝日についても安心して外出できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

土日祝日の運行は、先ほども言われたとおり、ドライバーの配置とかコストの面で様々

なハードルは大きいと思います。しかし、高齢者の外出の機会を増やすことは、自立した生活を送る上でもとても大切なことです。先ほども言われたように、ライドシェアの導入とかいろいろな工夫を重ねて前向きな検討、そして実施をお願いしたいと心から思っております。よろしく申し上げます。

続いて、ふれあいタクシーについてお尋ねします。

ふれあいタクシーの利用には、年齢や障害などの利用条件があるため、所管が福祉課になっております。利用者負担は料金の3分の1となっており、距離によってはデマンド型タクシーのほうがはるかに安いケースがあると思います。利用者さんはこれを理解された上で利用されているのでしょうか。

また、今後、公共交通の在り方を整えていく上で、ふれあいタクシーとデマンド型タクシーを統合するなどの方向性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在、ふれあいタクシーとデマンド型乗合タクシーの2つの制度がございますが、利用者の方は、より効果的かつ安価に運行できるデマンド型乗合タクシーへ段階的に移行されているのが現状のようでございます。利用者の条件や運行日、また利用形態などが違うことで、利用者の方々からの御意見も様々でございます。

ふれあいタクシーとデマンド型乗合タクシーの制度の見直しにつきましては、次回の交通会議において関係者の皆様方から幅広く御意見をお伺いする予定としております。両制度の在り方や統合の可能性について方向性を調整し、適切な見直しに向けて進めていく予定でございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

制度はシンプルなほうがいいと思います。利用者さんにも、町にとってもシンプルな制度、それを目指してよろしくお願いたしたいと思います。

では、デマンド型タクシーの利用者の増加によって9月議会では予算が追加されました。このままの伸び率でデマンド型タクシーの運行が増えるならば、運行事業者は増車の

必要が出てくるのではないのでしょうか。そのためには、まずドライバーの確保が必要です。二種免許の取得には約25万円程度の費用が必要です。全てを事業者負担にするには大きく、しかし自費で取得してから就職してほしいとは言いにくいものです。公的な支援としては、ハローワークに教育訓練給付制度があり、免許取得後に10万円の給付が受けられますが、雇用期間などの条件がついています。

先日視察に伺った飯南町でも、現在は事業者の自助努力でドライバーを確保されていますが、各社とも雇用対策には苦慮されているため、今後は行政支援として二種免許あるいは大型二種免許取得に係る補助金の支援を考えていきたいとのことでした。

以前の議会質問でも取り上げたスクールバスドライバーの高齢化への対応ともリンクするので、今後、町としても事業者への支援策の検討が必要な時期に来ているのではないかと思います。こちらに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

ドライバー不足の状況につきましては、近年、全国的な課題となっており、安定的な運行の確保に向けた対策が必要だと認識をしております。

事業者支援につきましては、交通事業者の御意見も参考にしつつ、制度設計など実効性のある支援策について引き続き協議を進めてまいります。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ドライバー確保、うちだけではなく、県下、全国、皆さん苦勞されていると思いますが、単に事業者の自助努力だけでは解決できない状況になっております。さきに述べたような自動運転の導入が各地で検討されているのも、そのためです。しかし、免許の取得費用の補助金では、取得後に途中退職されてしまい、継続雇用につながらないリスクもあります。以前の議会質問でもお願いしたように、ドライバー確保のためには、待遇面での充実が欠かせません。今、働いていらっしゃる方はもちろんですが、次代を担っていく世代のドライバーの確保につなげるためにも、諸物価の高騰や人件費の上昇に見合った委託費の見直しに関する検討も併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、町内循環へそ8バスの運行についてお尋ねしていきます。

よく、口塞がないさがない言い方で空気を運んでいるとやゆされるようですが、うれしいことに、少しずつではあるものの、乗車人数は増えています。デマンド型タクシーのように予約の手間が要らず、定時運行するバスは、決まった時間に決まった目的地に移動する方々には便利な交通移動手段だと思います。そのためにも、採算性は低くても、社会的インフラとして運行を継続する必要があると考えます。反面、漫然と税金を投入し続けていくわけにもいきませんので、適時運行時間や運行経路の見直しが必要だと考えます。

以前、担当課では、乗車場所や利用時間、目的地などの調査をされています。ほとんど空車または一人しか利用がない便もあったように聞いています。運行ダイヤの設定にも改善の余地があるのではないのでしょうか。

例えば火曜便の始発ですが、きびプラザを7時半に出発し、下竹経由で賀陽庁舎に向かいます。賀陽庁舎着が7時58分ですので、まだ庁舎は開いておらず、その先のコメリやキョーエイも開いていない時間です。また、加茂川便の最終便ですが、岡山方面から帰ってくる高校生が利用する民間路線バスの時間には合っていません。そのため、高校生は家族に迎えに来てもらうかデマンド型タクシーを利用して帰宅しています。民間路線と同じコースを30分遅れで走るため、利用がない路線もあります。運行ダイヤを見直し、利便性や利用率を上げるには、例えば安定して利用客が見込める時間帯の新設やほとんど利用がない路線の運行コースを縮小し、現在は運行されていない地域でも利用の見込めるコースあるいはスクールバス路線から遠い小・中学生の通学に利用可能なコースを新設するなどの改善策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

町民の理解を得ながら今後もへそ8バスを町の大切な交通インフラとして維持していくこと、そのためには、時として大なたを振るうような改良を行うことも必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

昨年3月に実施をいたしました利用者調査の結果に加え、過去のドア開閉データなどを用いて実際に乗降が行われている地点を抽出し、現在、路線の見直し作業を行なっているところでございます。見直し内容につきましては、変更を予定している路線や時刻などを

整理をいたしまして、次回開催の交通会議において御審議をいただく予定としております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

へそ8バス導入までの町長をはじめ担当課の御苦勞は、重々承知しております。また、そのために思い入れが深いのもよく存じています。

ここで町長のお考えもぜひ、ぜひお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

へそ8バスにつきましては、徐々に皆さんがこのことを知って、若干乗車率が増えているというのは、ありがたいことだろうと思います。これにつきましては、基礎的な交通手段というような観点でやっております。ただ、言われたとおり、町費をもって運営していますので、その辺の費用対効果ということもしっかり見る必要もございいます。提案されたように、そのものはインフラですので残そうと思います。しかし、有効な路線、また時間帯というのはしっかりと検討する必要があると思いますので、先ほど総務課長が述べましたとおり、今回また新たに交通会議のほうにかけさせていただこうと思います。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ありがとうございます。思い入れの深さはよく存じてますが、それなので、あえて改良の提言をさせていただきました。

民間のバス路線が町民の日常の足としての役割を十分果たしているとは言えません。むしろ縮小に向かう可能性もある現状では、へそ8バスは町民の足となる大切な交通手段です。大切なのはよりよく継続させること、これに尽きるのではないのでしょうか。しかしながら、町民の方の大切な税金を投入して走らせているバスですので、いつまでも社会的インフラだから仕方ないと看過せず、大まかな路線は町長も言われたようにベースとして残しつつ、より使いやすいバスに進化するために今後も定期的に路線と運行ダイヤの見直し

をお願いします。

2つの町を視察させていただいて、逆に我がまちの公共交通施策がより充実していることがよく分かりました。デジタル田園健康特区の指定でどのようないいことがあったのかと問われることがあります。医療関係でも、農業関係でも先進的な取組が一步一步と進んでいます。交通関係ではAIによるデマンド型タクシー配車システムの構築、バスロケーションシステムの導入など、ほかの自治体に負けない施策が導入されていることは、誇っていいことだと改めて実感しました。また、今後、視察した安芸太田町から逆にうちの町に交通体系のお勉強にも来られるそうですので、これは誇っていいのではないかと思います。

今後も今ここに暮らしている方々がより不便を感じることを少なくなるような温かい施策を進めていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから、午後1時まで休憩します。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

議長のお許しをいただきましたので、7番、平澤一浩、一般質問をさせていただきます。質問形式は一問一答形式でございます。午後のひとときでございますが、しばらくお付き合いいただければというふうに思います。会場も大分ぬくくなってきました、何だか頭がぼうっとするかもしれませんが、皆様の明快な御回答を待っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大枠3点の質問をさせていただこうと思っております。

まず、1番目、地域おこし協力隊につきましてお尋ねいたします。

地域おこし協力隊は、都市部から人材を受け入れて地域の担い手を育成し、最終的には

この地域に定着する、定住することを目的とした重要な制度であると認識しております。吉備中央町のように人口減少が進む中山間地域にとりましては、単なるマンパワーの補充ではなく、将来地域づくりを担う可能性を持つ移住の種まきのような、そのような制度ではないかなと思っております。そして、今までこの何年間か様々な分野で協力隊員が活動し、地域行事、そして産業振興、情報発信など、一定の成果を上げてきたと認識しております。そして、地域に新たな風を吹き込む、そのような存在として期待がますます高まるものではないかなとも認識しています。

しかし、一方で、任期終了後、吉備中央町に定住した隊員がどのくらいおられるのか、全国的な平均、県平均と比べまして実績はどのようなものであるのか、その差がどのくらいあるのか、そして定住できなかった隊員の背景にはどのような課題が潜んでいるのか、この点、制度の効果をはかる上で重要ではないかと感じます。

特に本町おきまして、吉備中央町、間もなく任期を迎えようとしておられる隊員が残りたいのに残れないというような状況が起きていないのか、もしそうであれば、それは町にとって大きな損失となるのではないかなと考えるものです。せっかく来てくださった人材をどのように支え、どのように地域に根差していくのか、制度の運用の在り方につきまして見識を皆様に問うていきたいと思っております。

以上の点を踏まえまして、地域おこし協力隊の現状と課題、定住促進に向けた支援策についてお伺いをしていきます。

1 番目、これまで吉備中央町で活動した地域おこし協力隊の人数、そして任期終了後に町内に定住された割合はどの程度でいますでしょうか、お答えお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊制度は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間地域に居住して地域の課題への取組の支援、地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図る取組とあります。

町では、これまで観光事業の推進や町営塾の講師、運営などを目的として同制度に取り

組んでまいりました。現在活動中の8名を除くと、これまで32名が活動し、任期終了後に3名が町内に居住しております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。

この町内において32名の方が活動してこられて、そして今実際に定住しておられる方は3名だということで、この定住状況でございますが、定住に至った隊員、この3名の方につきましては、どのような共通点や傾向があったと捉えているのでしょうか。この成功例をどのように捉えているのか、まずは確認させてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

現在、定住されている方につきましては、活動中に観光面であるとか、そういった取組の中で町においてそのまま定住して発信を続けていこうというふうな思いで定住していただいているというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、1割の方々が残ってくださったということですが、では残りの9割の方々、定住に至らなかった隊員の理由として把握しているもの、2番の質問となりますが、この原因はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

制度への取組として、町の大きな課題である生徒たちの学び場の確保を図るための町営塾の運営として、また観光の充実を図るため、観光事業関係として協力隊員の募集をこれまで行なってまいりました。町の課題であるこの2つの事業に関しては町内で事業開花さ

せることが難しいこともあり、定住へとつながる働きかけが思うようにできにくかったと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、定住に至らなかった理由としましては、隊員の募集の要綱であったりとか、そういったものが今の地域の求めているものと根づくものが乖離をしているというようなことによって定住率が低くなっているということですが、今後のことを考えてみますと、町としてはこういうミスマッチのようなこの課題につきまして、今後とも協力隊の受入れに当たって、同じことをしてしまうのではないかという懸念点が残るのではないかなというふうに思いますが、その点どのように認識されておりますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

町といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、まずは生徒たちの学び場の確保を図るための町営塾の運営、そして観光面での事業ということで、観光協会に関する事業と、こういったものはまず欠かせない事業であると考えております。その上で協力隊員を募集するというようなことで、現在のところは考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

先ほど御答弁いただきましたが、それでは今後同じように募集をかけていったときにつままして、同じように定着率が悪い状況が続くということに対してどのような認識を持っておられるでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

町では、求める事業を行いながら定着していただける方を求めたいと思って、これから

も募集を続けていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、3番の質問に移りますが、今御答弁いただいた状況、理由を踏まえまして、先ほど今活動している隊員の方が8名というふうにおっしゃっていました。この8名の方々が今後残っていただけるようにするために、地域おこし協力隊をどのように受け入れ、支えていくのか、働き先の確保、定住支援などを踏まえた今後の展望をお伺いします。特に、令和8年、間もなく迎える年に何名の方が任期を迎えて、その後どのように定着する予定であるのか、そしてどのような支援を今取っているのか、取ろうとしているのか、そのような具体的なものも含めてお答えいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

町で行なっている事業化がほかと比べて難しい事業を地域おこし協力隊には担っていただいております。ただ、町では施策上欠かせないというようなことで、続けて行なっております。まずは、この事業を継続した運営が行えるように心がけながら、隊員となられた方とは日々のやり取りや面談などで意思の疎通を図りまして、隊員として活動した職種に限らず、町内へ定住を希望されるように支援を続けていきたいと考えております。

なお、令和8年度中に任期を迎える方は1名ということで記憶しております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。危機意識といいますか、私としては、このままでは今まで経験をして吉備中央町のことをよく理解してくださった人材を逃してしまうのではないかと、そしてそのために早めの調整をしていただくことが必要なのではないかとというふうに思います。特に1名の方は、間もなく任期を迎えるというふうにおっしゃっていました。なので、その方が何とか今までこの町に貢献してきてくださったことを残して、生かして、そしてこの町のために働いていただけるように情報発信、そして様々な教育関係の働きに従

事できるように何らかの手を打っていただけるようお願いをして、1番目の質問を終わりたいと思います。

大卒2番目の質問に移らせていただきます。

10月21日になりますが、吉備高原地内のある一部地域におきまして、早朝の5時頃から停電が発生いたしました。その後、しばらく停電は続き、平日だったために、学校やこども園の登園にかぶる事態になりました。学校現場においては、照明とか空調とかいわゆる通信手段と言われているもの、今はICT関連が同僚議員から質問でもありましたが、機械を動かすためには必ず電力が必要でございますが、そのような学校の教育現場において、安全管理においてもそうですが、どのような状況、危険を及ぼすのかということを少し問題意識を持っております。

個人的には、住区の方が、6時半ぐらいでしょうか、グループLINEがありますので、十字橋の信号がついていないというふうに連絡がありまして、ああそうなんだというふうに認識をしました。そして、通常どおり長女を7時半ぐらいに登校班で送り出しました。その後、下の子どもたちを8時頃吉備高原こども園に送ったところ、電子ロックといますか、電氣的な施錠をしてあるそのようなところの扉は開いておらず、通用口に回ったというところ、そのときに初めてまだこの停電は直っていない、回復していない中で登園や通学をさせているという事実を知りまして、加賀南小学校にPTAの会長でもあったので少しお尋ねをしたところ、割と慌ただしく連絡を取り合っている姿を見て、私が行ってもなと思って引き下がって見守っていたところでした。そのような中で、今回お尋ねしたいことが幾つか出てきました。

まず、1番目、このようなことが発生したときに、教育委員会がこの事実を把握したのは一体どのような時間帯だったでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、平澤議員の御質問にお答えいたします。教育委員会が把握いたしましたのは、当日の朝7時30分でございます。教育委員会の担当職員のスマートフォンに学校側から連絡があったものでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

では、2番に移ります。

同じように、その7時半に伝わった情報が教育長へ伝わったのは何時だったでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

出張先に移動していたこともありまして、当日のおおむね9時頃でございました。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

今、1時間半の差があったことは明確になりました。

3番の質問になります。

今回このような停電なども踏まえまして、学校の開校の可否、できるできないにつきまして、この判断はどなたがされるものなのでしょうか。学校の校長先生なのか、それとも教育委員会、強いて言えば教育長等になるのでしょうか、その辺の責任の所在、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

学校長の判断によるものとなりますけれども、教育委員会へも常に連絡、相談をしながら可否を判断されているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ただいまの答弁では、学校の可否につきましては、最終的に判断するのはどちらになりますか、もう一度明確にお答えいただけますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

すみません。分かりづらかったかもしれません。学校長でございます。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

責任の判断、責任者は学校長であるということが分かりました。

その上で、ではその判断が実際の運用として、確認させていただきませんが、4番に続きます。この判断というものが、統廃合されましたことによって、スクールバスという制度が、我が町内では地域によってはそれを使って学校に行きます。学校が何時に把握し、そして教育委員会に7時半に伝わった。そのときに、ではこのまま学校ができるのかできないのかをつぶさに判断をいたしまして、スクールバスを止めない、止めるというような時間軸のお話になるかなというふうに思っております。

4番目、スクールバスの運行前に学校開校の可否の判断の下、連絡し、閉校する措置が取れたのかということで、括弧して、警報発生以外の事案においてというところを総合的に判断したいと思います。6時とかに学校とかにおけるとか、吉備中央町に気象警報があると自動的に止まるんだと、保護者にも分かりますし、そして子どもたち、学校の先生も分かりますので、スクールバスの運行会社にもそれは伝わっているはずなので、特にルール上何も必要はないと思うんですが、それ以外のことでこのような事案があったときに、どのようにスクールバスの運行を止めることができるのか、そのようなことにつきまして今考えているところをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

休校することと決定したと仮定をした場合でございますが、スクールバスの運行開始前であれば、休校とすることも可能と考えます。

この場合、徒歩通学の児童・生徒、バス通学の児童・生徒の自宅からの出発時刻なども考慮することとなります。事件性のあるような、児童・生徒に身の危険が生じるような案件であるとすれば、保護者へ一斉送信メールなどを送るなどの措置を取ることは可能でございます。

ただ、今回の停電の事案については、結果的に9時30分頃までの停電となりましたけれども、通常、長時間の停電は近年においては発生は極めて少ない状況でございますので、それぞれの事案の状況により休校するということも考えられますけれども、今回の当該日の朝については、すぐさま判断することは厳しい状況であったのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、今回のことを踏まえていくと、非常時においてこういう休校措置が特別に取られたときに、止める判断ができる体制が整っていたのか、いなかったのかというところになると、今の局長の御答弁であると、ある時間帯によっては可能であるというところではあったかなというふうに思いますので、想定されているマニュアル等があれば、そのとおり運用していただき、安全に運用していただければというところで次の質問に移ります。

実際にもう登校、登園してしまった場合、まだ停電が続いていたという中でどのような教育環境を整えることができたのであろうかというところにつきまして、今の教育体制につきましてお尋ねをいたします。

当日、朝、職員室をのぞいたところ、印刷機関係とか、そういった授業で使うようなものを準備しようと思っているときに、そういったものも一斉に止まっている。ノートパソコンを使っていれば、バッテリーでパソコンは動いたとしても、ネットワーク機器であったりとか様々な授業に使うような細かい準備物であったりとか、当日朝一で用意できない

というような状況が発生したわけなんです。同僚議員からの質問でも、働き方改革、先生方の負担軽減のためにというところで様々る言われておりますが、前の日あまり残業できなくて、次の日の準備もその日、当日でもしかするとやるというような自転車操業的なことをしていたのであれば、こういう何かあったときにどのような体制が取れるのだろうかというところも踏まえて考えてみたときに、この5番目の質問、どのような教育体制が整っているのか、お尋ねをします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

1日のことであれば、ICT機器の使用ができないことにより授業が継続できないということはないというふうに考えております。長期間の停電が明らかとなっている場合には、季節等にもよりますが、暑さ対策、施設の防火、防犯等も考慮し、児童・生徒の安全を確保できないと判断した場合は、休校するという可能性もあるかと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

また、休校を取った場合、またそれはそれで授業が遅れていくというところで、先生方の負担も考えなければなりませんので、その辺は総合的な判断の下、本来なら今までアナログ的にそういう機器を使わず黒板に書いていた先生の力が生きてくるのではないかと。ただ、電子機器に頼っている若い先生方は、もしかすると苦勞する部分もあるかもしれませんが、デジタル教科書も普及してくる中で教科書が手元にないような時代が来るかもしれませんが、そうなったときのことも考えて、ハイブリッドでどのようにして教育現場の体制を整えていくのか、大きな課題ではないかなというふうに思っているところでございます。

そして、6番目の質問に移りますが、先ほど局長からの御答弁で9時半頃停電が回復したというふうにおっしゃっていました。そして、保護者の下にそういった事例がありました

たということで、先ほども出ましたウサギメールというもの、一斉通知をするものによって私の下に連絡が届いたのが9時47分頃でございました。私はある程度停電の事実を知っていた、把握していたので、ああそうかと、メールが送れるようになったんだなというところは感じたんですけども、スクールバスに乗せて、何もそういう停電の事実を知らなかった地域の保護者の方にとっては、寝耳に水のようなメールが行ったのではないかなと。停電があり、回復しましたというようなことがあって、通常教育しておりますというような内容だったんですけども。

まずは、事実があっても伝えれないというようなところ、ウサギメールだけに頼る連絡手段、私は昭和で育ったので、クラスで配られる連絡網みたいなものが、実名と家電があつと並んでいるような連絡網がクラスで4月に配られて、誰々さんのうちの次は誰々さん、誰々さんというふうに並んでいて、飛ばして連絡網をアナログでやっていた時代を懐かしく思い、今の時代と合わないのも分かりますけれども。このように一斉通知に慣れてしまった時代において、ではどのようにこれを伝えることができるのか、ウサギメールが使えなくなったときに、どのような方法をもって保護者にその事実を伝えて、回復するまで待つ、たまたま9時半に回復したので、その時間にお知らせができたかもしれないというようなことを想定しまして、今後、どのように伝えるように考えているのか、これはどの学校でも起こることです。停電においては、町内4校、そしてこども園も含めると、保護者の方々にどのようにお伝えをして、お迎えに行ってもらわなければならないのかという大事なお知らせをする手段であると思いますので、その辺の御回答をよろしく願いたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

現在、全ての保護者へ一斉に連絡できる手段としては、議員御承知のとおりウサギメールのみとなっておりますので、議員さんが御心配される気持ちもよく分かります。ただ、ウサギメールにつきましては、学校に設置しているパソコンからはもちろんなんですけれども、教育委員会からのパソコン、また個人のスマートフォンからでも、URL、管理パスワード等が把握できていれば、送信することも今可能となっておりますので、教育委員

会としては、今のところ、これらのいずれも使用できないということは想定はしてないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

先ほど様々なところから送ることができるというふうにおっしゃっていただきましたので、ある意味安心する面と、誰でも管理IDとパスワードが分かっていたら送ってしまうという情報の怖さも併せて感じる答弁でございました。

そして、特に北部住区がそうになっていたと承知しておりますけれども、一緒に併せて教育委員会が入っているきびプラザも影響を受けていたのではないかとというふうに承知しておりますので、例えば学校も、そしてその頭となる教育委員会の部分もそのように情報の伝達に向けて難しい状況になってしまった場合も想定して、次の質問に移りますが、今後の体制づくりにつきまして、何かマニュアルをつくる、どのような体制を取るといような何か一定の方向性のようなもの、そして併せていくと、町長が2日の日の冒頭で一言述べますといった中でおっしゃってたのが、熊のことも少し上げていたのかなど。今年一年を振り返って熊の問題がということでおっしゃっていた発言を思い出しています。

吉備中央町で熊の問題は特に今のところないかと思っておりますけれども、そのような緊急事態、何かに危険を及ぼすようなことも、停電だけではなくて、様々なことを想定したマニュアルづくりのようなものであったりとか、そういう危険を予知するような、予見できるようなもの、町長の言葉からも感じる事ができましたので、その点も踏まえて今後の体制づくりにつきましてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

休日等も含めて緊急の事案のある場合は、学校職員と教育委員会職員が連絡が取り合えるように、個人の自宅、また携帯電話の番号の情報を共有をしております。

今後も緊急時に即座に連絡が取れるよう情報共有を十分に図っていきたいというふうに

考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

今の御答弁ありがとうございます。現場判断も大事なんですけれども、この判断基準連絡体制をつくるのは、町が、教育委員会が音頭を取っていただいて、どのように町の方につながるかということをお大きく考えていただきたいというふうに感じています。

そして、続いて8番の質問に移りますけれども、今、教育委員会からいろいろな答弁をいただきました。そして、学校に関わる事業というものは、ほかにもアフタースクールや放課後子ども事業、いわゆる学童と言われているようなところで、1日様々なところでいろんな担当課が関わったりしていきます。いろんな方が関わっていきます。これらの事業につきましては、今の本件の事案につきましては、全ての所管するところで上手に連携を取っていただかないといけないなというふうに感じています。なので、今後の庁内においての行政側の連携体制につきましては、どのようにお考えか。そして、学校はもうお休みになってしまう長期休暇も1日預かっていただける学童の中において、同じような事案が発生しないとも限りませんので、その体制につきまして共有していただく、その体制を御確認させていただきます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

町部局の担当課となります。放課後子どものことでしたら、子育て推進課ということになりますけれども。教育委員会と休日等も含めて、緊急の事案がある場合は速やかに関係者間で情報を共有し、連携ができるようにしておりますので、この体制をこれからも継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

何かあったとき、こういうことをしておいてよかったなと思える体制をつくった上で備えていく、このことが大事ではないかなというふうに思います。

そして、大枠3点目の質問に移らせていただきます。

先日、町長がテレビ番組に出演されて、多くの私の周りにも出とったな、出とったなということであつたなというふうにしてあります。首都岡山というコンセプトの下、吉備中央町の持つ優位点、将来性について多くの方々へ発信できたのではないかなということ、これは大変意義深いものであつたなというふうに受け止めております。特に自然環境、災害リスクの低さなどは、今後の人口動態や企業立地を考える上でも重要な視点であり、大きな追い風になるというふうに考えています。そうしたビジョンや発信力が、吉備中央町、特に吉備高原地区においてどのような具体的な整備や事業として結実していくのか、最も関心が高い点ではないかなというふうに感じます。同僚議員がいろいろと細かいことを聞いて、よかったです。よかったです。そして、それを実現する勢いが町長の掛け声にあるのではないかなというふうに思っています。細かな説明は抜きに、町長からの掛け声を、そして令和8年につながるよい年を迎えるために、町民に向かって笑顔でこんな年にするという思いを込めてこの答えをいただければありがたいなというふうに思っております。ぜひよろしく願いいたします。

問題を言います。吉備高原地区の整備計画の現状と令和8年に向けた具体的な展望についてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

吉備高原地域の展望について、これ、答弁書をこしらえまして、早速企画課長が答弁するような予定でしたが、私の思いもというようなことで、私が答弁させていただきます。

まず、先ほど日名議員の質問にお答えしたとおり、現在、吉備高原都市の整備計画につきましては平成14年3月、吉備高原都市の今後の整備方針についてにより事実上凍結をされております。本整備方針の中に後期計画、Bゾーン以降の整備については、分譲中の住宅地、産業施設用地の分譲がおおむね完了し、整備済み区域の熟度が高まった時点で改

めて整備内容の検討を行うこと、その際には地元、町との役割分担やP F I等の民間活力導入の可能性も含め、事業主体や整備方法を新たな角度から見直しを行うと記載がされております。

町といたしましては、現在、産業施設用地は完売し、分譲地も残り1割を切っている状況の中、岡山県に対し、まずは50年前に策定されたこの計画を今の状況に合うようにしっかりと見直しをしていただくということが大事だろうと思います。そして、幹線道路の整備や企業誘致に向けて民間等の活力も活用しながら、早期の整備方針に向けて検討を始めていただくと要望していきたいと思います。

そうした中で、先般のテレビ放送等々、また首都岡山ということが認知をされまして、岡山県にもある程度の説得材料に私はなったんだろうと思います。そうしたことから、今度、岡山県にも要望しに行きます。しっかりと吉備中央町にとっては大切な財産、吉備高原都市を少し前に進めるということをしていきたいと思っています。そのことが、全体的な吉備中央町の町民のサービスの向上にひいてはつながると確信をしております。皆さんと共に吉備高原都市を一步前に進めましょう。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

町長の御答弁ありがとうございました。

一步進めていきたいと、私もそう思っておりますし、多くの方々もそう思っているというふうに思います。そのために一丸となって情報発信、どのようにしなければならないのか、私たちがどのように住民としてお支えをしたらいいのかお示しいただいて、それを両輪のごとく前に進めていくために動いていきたいと思っています。令和8年をよい年にしたいというふうに感じております。今後とも吉備高原都市の整備と展望につきましては、継続して注視していくことを申し伝えて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

これで平澤一浩君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

議長のお許しを受けましたので、一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

今回は、大きくは3点お尋ねをさせていただきたいと思います。

早速ですけども、一番大きいまず1番目の質問に入っていきたいと思います。

今回、重層支援の体制整備についてを前回でしたか、お尋ねした部分に引き続き、今回また再度させていただくような形になってしまいました。といいますのが、この重層支援というのは非常に今国のほうが現在いろんな形で、皆さん方も御存じのように、今回政権運営が替わりまして、特によく分かったのが農水省の米の在り方、これがもうころっと変わって、それと同等に今回のこの重層支援体制についてどうも変わったように聞きますので、そのあたりも含めて教えていただければと思います。

この質問を出した後に議会の初日がありまして、その中で今回の重層支援に対する減額というのもそこで出てきておりますので、そのあたりも含めましていろいろな形で質問をさせていただければと思います。

まず、大きい質問、今回ばたばたしてありまして、分かりにくい書き方になって申し訳なかったんですけども。主には、この質問の1のところで大体済ませさせていただきたいなと思います。質問の2はほぼをかぶったというか、実は再質問用に書いといたようなところがここへ上がってしまうと、主には質問1のところで行きたいと思っています。それと併せまして、最後の質問の3のところでお尋ねをさせていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では最初に、質問1のほうも個々でいきますと時間がかかりますので、通してお話をこちらのほうから質問させていただきますので、御回答のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

まず、本町が描く重層的支援体制、これが先ほど言いましたように国の主導の中であちらこちらとるわけなんですけれども、そういう中においても、吉備中央町としてもきちんとしたビジョンは多分持たれとると思いますので、そういったビジョンがどのようなものなのか、まずそこをお知らせさせていただきたいと思います。

併せまして、それを行うためにはどうしても庁舎内の連携、これは不可欠になろうかと思ひます。さらに外部の団体、社会福祉協議会であるとか、そういったところに役割分担、こういったものを多分当初は計画されとったのではないかと思ひますけれども、このあたりが先ほどから申している国の動きの中で若干変動があるのかなと思ひますので、このあたりも御説明をさせていただきたいと思ひます。

併せまして、次に3番目といたしまして、地域住民あるいは民間の団体へ関わる仕組

み、こういったものをどのように今後整備していくのか、このあたりも教えていただければと思います。これにつきましては、今回の重層支援、行政だけでは当然やり抜くことはできない話になります。外部団体であったりとか、特に住民の皆さん方の御協力、これはもう不可欠ではないかと私は思っております。でないと、多くの情報も行政のほうへ入ってまいりませんし、行政の数少ない人材の中で事業を進めていくことは、これは実質的には難しいんじゃないかと思っておりますので、そのあたりもお示しいただければと思います。

4番目になりますけれども、地区担当とか福祉委員、このあたりは、実は栄養委員さんとかいろいろあったんですが、これが今健康づくり委員さんとかに若干組織改編されてるようなので、再構築はもう既に大体進んでいってるかと思っておりますけれども、そういった福祉委員さんとか健康づくり委員さんとか、そういったところの組織を今後どのような形でそういった組織との連携をつなぎながら、その方々にどのように動いていただいて、行政とすればそういった組織をどのように支援をしていくのか、そのあたりが分かるようであれば、お答えをいただけるとありがたいかなと思います。

あわせて、次に5番目といたしまして、こういった事業を行うにおいては、今のアナログ形式だけではなかなか難しいかと思っておりますので、デジタル田園健康特区を受けている吉備中央町としてはICTの活用、これはもう避けては通れない話ではないかと思えますし、逆に言えば、活用しなければもったいないと思っておりますので、そういった部分での行政としての情報の共有あるいは仕組みづくり、こういったものを今後どのように進めていけるのか、このあたりのお話をお聞かせいただきたいと思っております。

この項目の最後といたしまして、これらが令和8年度、この事業実施に向けてどのようにスケジュールが変わっていくのか。冒頭に申し上げたように、国の方針がころっと変わりましたので、当初吉備中央町が予定をされていたものが、急遽変更せざるを得ない状況にあるのではないかなという予測をしています。そのあたりがどのように変わって、スケジュールがどのように変化していくのか、そしてそのスケジュールが今の予定ではきちんとこなしていけるのかどうか、そのあたりを併せてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、11番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

重層的支援体制整備事業につきましては、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、多様な支援を必要とする個人や世帯に対し、包括的に相談を受け止める相談支援、社会とのつながりをつくるための支援を継続的に行う参加支援、住民同士の支え合う関係性を育み、地域における社会的孤立の発生や深刻化の防止を目指す地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む事業でございます。

本町といたしましては、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応するため、高齢者や障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など属性を問わない横断的かつ包括的な支援が行える体制を目指していきたいと考えております。関係課のどの窓口においても相談を受けられる体制とし、社会のつながりが希薄化している方に対して、ニーズを踏まえた社会資源のマッチングや新たな社会資源を拡充するなどし、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、地域において世代や属性を超えた住民同士が交流できる機会や居場所をつくることにより、地域全体で助け合える体制づくりを行なっていきたいと考えております。

2点目の庁内連携と社会福祉協議会との役割分担ということでございます。

複雑化、複合化したケースにつきまして支援会議を開催し、関係課と支援を進める中で、これまで同様、社会福祉協議会におきましては、行政では手が届きにくい部分につきまして必要な支援を届けていただきたいというふうに考えております。また、現在ある地域資源で不十分なことがあれば、個人のニーズを踏まえた新たな居場所づくりを担っていただきたいと思っております。さらに、孤立を防ぐため、地域における多世代が交流できる多様な活躍の場を確保していただくなど、地域づくりの役割をこれからも担っていただきたいというふうに考えております。

地域住民、民間団体との仕組みづくりということでございますが、様々な課題やニーズに対して地域住民や民間を含めた関係機関などと連携し、より加算に合った支援が必要になってまいります。きめ細かく継続的な支援を行うには、地域住民や民間団体の参画、さらには連携が必要となってまいります。課題やニーズはそれぞれ異なりますので、地域住民や民間団体の関わり方につきましては、その都度変わってくると思っております。しっかり情報共有し、連携を図っていきたいというふうに考えております。

4点目の地区担当制や福祉委員会等の再構築ということでございますが、社会福祉協議会が設けておりました福祉委員制度につきましては見直しが行われまして、6年度から社協職員の地区担当制が導入されています。町内の12地区にそれぞれ4から5名の職員が

地区担当として配置されております。健康づくり委員等も含めまして、地域における貴重な相談の場として引き続き連携を図っていきたいというふうに思っております。

続きまして、ICT活用や情報共有の仕組みづくりでございます。

ICTの活用につきましては、業務の効率化を図る上でも必要でございます。今後、研究していきたいというふうに考えております。支援者間での情報共有につきましても、重要でございますので、適切なタイミングに情報共有が図れる既存のネットワーク等を活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

最後に、令和8年度の実施事業に向けたスケジュールでございますけれども、今年度になりまして、重層的支援体制整備事業における支援会議の開催や支援に向けたコーディネートの役割を担う多機関協働事業につきまして、国から原則として包括的な支援体制の整備主体である市町村が責任を持って自ら実施することという方針が示されたところでございます。

本町では、多機関協働事業を社会福祉協議会へ委託するよう準備を進めておりましたが、社協とも協議を行いまして、方針を変更し、福祉課で行うこととしたところでございます。このたびの補正予算におきまして、その委託料の減額をお願いしております。

複合化、複雑化する支援ニーズに対して、縦割りをなくし、庁舎内だけでなく、外部の関係機関との横の連携をより密にしていくための取組を今後も進めてまいります。現在まで行なってきました支援体制は継続しつつ、国の重層的支援体制整備事業を基に、吉備中央町の実情に即した包括的な支援体制を構築していきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

御説明のほうありがとうございます。

特に私が気になってどうしても聞いておきたいなというところをまず聞かせていただければと思います。

先ほども課長のほうのお話がありましたけれども、6番目のところで、最終的には社会福祉協議会に委託を考えていたものをここで方向転換をして福祉課さんのほうで直営でやられるというふうなお話だったかと思っておりますけれども。冒頭に申し上げたように、国のほうが委託方式から直営方式のほうがいいんじゃないかというふうに急にぽこっと変わったものですから、多分我々の町としても困惑してるんじゃないかなと思っておりますけれども。

変わったことによって、吉備中央町のような弱小自治体、小規模な自治体です、こういったところは重層的支援体制整備事業に対してどのようなメリットとデメリットが予想されますかね。あくまでも予想ですので、今課長が頭の中で思われる中で、今のように外注として委託方式でやったらこういうふうなんだたのになという部分と、今度、直営でやったらこんなことがひょっとしたら問題になるんじゃないかなというあたりが今の現状で分かるようであれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

今回の方針変更といいますか、新たに方針が出たということですがけれども、この事業は直営でされている場合と委託されてる場合、全国で両方ございます。両方のいろいろメリット、デメリットがあったために、あえて直営でというようなことが方針として示されたと思いますけれども、国におきましては、多機関協働事業は重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また単独の支援機関では対応が難しい複合化、複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこととされています。これらの取組を通じまして、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援することを目的とする事業であり、事業全体のマネジメントを行う司令塔の役割を担うものでありますから、多機関協働事業については、行政ではない外部の事業者がこの事業目的を達成することが困難であろうというようなことを言われております。

メリット、デメリットですがけれども、当初の思いといたしましては、社会福祉協議会さんは、継続性であるところとか、専門性があるところというところは、町職員にとっては異動等も付き物ですので、そういうことを思って最初は委託というようなことをしておりました。そこにつきましては、この国の方針を受けて変更せざるを得なくなったということでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今回の変更は、課長が今詳しく説明をしてくださったんですけど、結局的には、やってみたら、外注をしてやっていくと、行政のほうの指揮命令というか情報共有が上手にできなくなってきた。それは直営でやったほうが情報がきちんと回るでしょという部分、ですから行政自らが支援の入り口からというほうがいいんですかね、支援の入り口から全てをやったほうが効率的じゃないですかという部分で多分国は変更されたのかなという理解はするところです。

だから、この部分は、国のことをさっきからころっと変わってどうのこうのと文句言いましたけども、でもやってみて悪かったので方向転換をする、この体制というのは私は評価すべきかなと思いますので。ただ、それに振り回される自治体というのは、とても大変だと思っています。

ですから、担当課としても、やりながら結構ですので、手間だったと、変更することが、今後はまだ分からないですけども。だから、そのあたりは、国のほうにある程度は、悪かったから方向転換する、これはよしとしても、それに伴う、例えば事業の遅れであったりとか、それから、もしかしたらそこへ予算が要るかも分かりません。そういったことはきちんと国のほうへ申し述べていただいて、いい形で体制づくりができるような、そういう形を設けてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

国のほうを悪くは言わないんですけども、でも逆に心配するのが、今回直営化する方向で吉備中央町は動いておられますけれども、直営をするに当たって最も私大きなハードル、これは人員の確保、それと専門職の確保ではないかなというふうに思っています。そのときに、現状の組織内の連携も含めて、今の国が思われている直営方式というものが今の吉備中央町の体制の中で、令和8年度ですから、まだこれからちょっと時間がありますので人員の増員とかいろんなことは取れると思いますけれども、令和8年度の直営に向けて今吉備中央町が取られている方策というのが、もしここで幾らか説明ができるようであれば、お聞かせいただければと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

事業を進める上では、人員配置は重要なこととっております。ただ、国のほうといた

しましても、また新たに過疎地域の小規模市町村におきまして、実情に応じた包括的な支援体制の整備を進める観点から、既存の相談支援や地域づくりに係る機能を集約化し、一体的に実施しやすくなる柔軟な仕組みを設ける検討も今進められているところでございます。8年度にモデル事業を実施し、9年度から開始するということになっておりますが、まだ事業の詳細はこれからのようですけれども、そちらのほうの過疎地域の小規模自治体において新しい枠組みということも注視しながら、また引き続き検討していきたいというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

このあたりは、我々のような小規模な自治体にとっては苦しい運営になろうかなと思います。特に、人員の補完、専門職の。例えば社会福祉士であるとか、相談支援員であるとか、介護職員であるとか、こういった専門職の方がなかなか今自治体のほうで求人をかけても応募がないというような中で、そこを手配するというのはなかなかやれすぐにはいかないかも分かりませんので。このあたり、先ほど課長から冒頭、説明がありました社会福祉協議会との連携というものも視野に入れながら、頼るべきところは頼りながら、活用できるものは活用しながら。結局、最終的にできないということ、それからやりにくいであったりとか、人が足りないからどうにもならんとか、これは最終的には町民に全て返ってくるわけです。町民の中でも、高齢者の方であるとか、障がい者の方であるとか、そういった皆さん方に直接的に跳ね返る話になりますので、そのあたり、しっかりと盤石な基盤体制を取られて、あまりそういう皆さん方に迷惑にならんような形で進んでいってほしいと思います。

そういう中で、さっきから何遍も言いますが、例えば社会福祉協議会は今回外注という形は取りませんが、課長の頭の中には若干はお願いもしなきゃいけない部分も多分内容的にはあるかと思えます。もし、そういうことやられるにおいては、社協さんと担当課のほうで、例えば協議会の場を設けたりとか、こういうことはお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

社協とは、この事業が始まることから継続的に協議を進めているところでございますが、今後は役場内の関係課と、もちろん社協も含めてですけれども、ワーキングチーム等を立ち上げまして、実施体制を構築していきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

社協のほうとは、専門的にそういったところで協議会をつくられてお話をするということでした。

今度は、もう一つは、地域の皆さん方です。民生委員であるとか、福祉委員さんであるとか、健康づくり委員さんであるとか、場合によっては自治会長さんになるかも分かりませんが、そういった地域の皆さん方との情報共有の場というものはお考えでしょうか。今のように何らかの組織を立ち上げられる予定でしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

今後、参加支援事業、地域づくり支援事業につきましては、地域との連携は必ず必要になってまいります。ただ、いろいろ事案もそれぞれ変わってくると思います。地域によって状況に応じて変わってくると思いますので、そこは、その都度都度で協議していき、連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今回は、国の方向転換によって、我々の弱小自治体、一気に大変なことというか、苦勞しなければいけないという状況になりましたけども。担当課としては、それぞれの皆さん方にあまり損害が出ないような形で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目の大きい質問のほうへ入らせていただきたいと思います。

まず、小学校というか、小学校と地域との関わりについてお尋ねをしたいと思います。

現在、地域のほうは、小学校のほうから学習支援であったり見守り、草刈り作業なんか、行事への参加協力、こういったことを多く求められるわけなんですけれども。一方で、地域や公民館が行う行事に、過去には学校の教員の皆さん方が子どもさんを連れてきて、一緒に参加をしてくださったとかというようなこともあったわけなんですけれども。昨今は、働き方改革、この言葉を理由に校長先生だけが出席をしていただける、教職員の参加が減ってきているように私自身は思っております。一方方向の関係性というのは、地域の協力意欲を下げるとはならないかと、個人的に心配しております。さらに、子どもたちにとっても、地域で育つ、この教育環境を弱めかねないのではないかと、このように考えますので、そういったことを基にまず1つ目の質問です。

まず、学校と地域の協働につきまして、教育委員会としては、現在のこのような状況をどのように把握をしておられるのか、また学校現場である教職員の皆さん方に地域活動への参加が減少している要因について、地域への説明がないことも1つなんですけれども、学校の現場へのどのようなお話をされているのか、そしてさっきから何遍も言いますが、働き方改革というものが何が変わったかが地域住民の方に伝わっていないので、そこらが、前は出てきてくれたのに、何で今度は出てきてくれんのかなということにつながってるんだと思うんです。ですから、そのあたりをきちんと説明ができるような状態を組まれているのかどうか、このあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

11番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

日頃から地域の皆様方には、児童・生徒の見守りや、それから学習支援等に御尽力をいただき、感謝申し上げたいというふうに思います。

学校と地域の協働活動につきましては、令和6年4月に加賀中学校学校運営協議会を、令和7年4月には町内各小学校の運営協議会を設置をしております。また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、学校を核とした地域づくりに取り組む地域学校協働本部運営委員会を令和7年4月に設置をいたしました。このような組織的な活動を行うことにより、地域と学校が子どもたちの学びや成長を支えるという目標を共有し、様々な協働活動を通じてネットワークを形成しつつあると教育委員会としては認識していること

ろでございます。

今後、地域学校協働本部運営委員会や学校運営協議会等において、先ほどからお話のありました学校の働き方改革に向けた取組の現状についても御理解をいただきながら御協力をいただけたらというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

現状の話はお聞かせいただきました。

先ほど、同僚議員の質問の中の答弁として、教育長のほうも学校と地域はしっかり話し合って協力をしていただきたいという旨の答弁があったかと思えます。これは、地域とすれば当然協力を惜しむ話ではないです。ただ、物事はある程度ウイン・ウインの状態をつくらないと、一方的にお願いします、じゃあ、どうぞどうぞという訳には、なかなかこれは継続性が難しいと思うんです、私自身は。これは気持ちの上でも大きな問題だと思うんです。

例えばですけれども、先ほど教育長のお話がありましたけれども、働き方改革、これ、私はよく分かっていないわけなんです、どこがどういうふうに変わっていったのか。どうしてそれが変わったから地域行事へ一般の教職員の皆さんが出れなくなっているのか、このあたり何か、1つでも2つでも構いませんので、ここが変わったんだと、これが変わったから今地域に出れなくなってるんだということがここでしゃべれるようであれば、説明をお願いしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

文部科学大臣からの諮問を受けまして、中央教育審議会は、平成30年2月に新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてという答申を出されております。

この答申の中で、社会のグローバル化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化によって地域社会等のつながりの希薄化や地域住民の支え合いによるセーフティネ

ット機能の低下などが生じているとされ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった支援員を含めたチームとしての学校の機能強化を図ることが求められており、学校における働き方改革にとっても重要になっていると明記されております。

また、この答申において、学校としての伝統だからとして続いているが、本来は家庭や地域社会が担うべき業務の大胆な削減に取り組むべき方策として、文部科学省は教員の働き方改革を促す指針の中で学校と教師の業務の3分類が位置づけられておりまして、教員が教員でなければできない業務に専念できるよう、学校運営協議会で議論の上、地域の実情に応じた運用を行うことといたしております。

教育委員会といたしましては、文部科学省の指針を踏まえながら、地域との協働とは子どもたちが地域のことを知れる多様な大人と関われる機会と捉えており、学校や子どもたちの課題に対して地域の協力を得る、または地域の課題に対して学校と連携を図るような地域学校協働活動を通じて、互いの思いをしんしゃくして一步を踏み出すことにより、子どもたちの学びや地域が活性化することはとても大切なことであるというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今、説明してもらったんですけど、私のほうで今なかなか解釈が難しかったんですけども、もうあとはいいんで。具体的な部分で地域の皆さん方に今の部分を分かってもらわないと、なかなか御理解が得られないと思います。もうちょっとしんしゃくして要約で説明していただければと思いますので。

さっき、教育長のお話の中で地域の実情に合わせてという言葉があったかと思うんです。この地域の実情というのが、地域からすると、さっきの吉備中央町のような中山間地域の小規模校と、それから岡山市とか東京都のような大規模校、マンモス校と言われる、ここの中での働き方改革というものが全く同じなのか、いやいや、さっき言った地域の実情に合わせてという部分で若干違ってくるのか、このあたりからもう全て分かってないわけなんです。ですから、そのあたりを丁寧に地域の皆さん方に分かるように、それから地域の協力を仰ぐ団体さんにも分かるようにきちんと説明をしていただくべきかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

地域の実情に合わせてということでございますけれども、これにつきましては、お互いの立場、ルール、それからいろんな状況、あるいは文科省からの通知、そういう様々なことを勘案しながらお互いの思いを酌み取って、そして一步を踏み出すということが大切なのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今、教育長の最後の言葉は、お互いの思いを思っています。どうも、私はお互いの思いが一方的な思いになっとなじまないかというふうに感じるから、ここでこういう質問なんです。ですから、そのあたりも、こちらの思いも逆に言えば聞き取ってほしい。その中でいい形のものを出していかないと、一方的に頼るだけでは事が違うんじゃないかなという思いがあります。

それも含みおきながら、2番のほうへ行きたいと思います。

現在、文科省では、働き方改革と地域との協働、これについては、取りあえず両立をさせるように求められていると私は理解しとるわけなんですけれども。地域行事や活動に教職員が関わることは、単なるボランティアではなくて、社会教育の一環として重要との考えによるものと私は理解しております、国が言っていることは。その中で、この文科省の考えを教育委員会としてはどのように御理解されて、どのような協力体制を今学校現場のほうへ指示をされているのか、このあたりについてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

先ほどの答弁の中にその中身は少しあったんですけれども、具体的には、議員おっしゃるとおり、学校と地域のつながりは重要なことでございます。具体的には、加賀中学校に

において、中学校1年生の総合的な学習の時間で町内で起業している方や、あるいは活躍されている方を通して生徒たちが地域を学ぶ、こういう時間を本年度行いました。その際に、学校運営協議会の委員をされている方々を通じて講師の方を紹介していただく、そして地域と連携し、総合的な学習の時間を設けるということがなされました。このように、学校運営協議会が地域と関わる上では重要な役割を担っておりまして、学校と地域が目標と課題を共有をして、そして多様な学びを促進することで子どもたちの学びと成長に資するということを第一に、地域学校協働活動をしっかりと推進をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

教育長の思いはよく分かるんです。これは分かります。私も、先日、学校運営協議会の幾らかお手伝いをさせてもらってるんで、その研修会がありました。そこへ行かせていただいて、いろいろなお話もさせていただいたり、聞かせてもらったりもしました。それが結構度々あるんです、度々、本当に。度々あるんで、我々は勉強させてもらうんですけども、じゃあ逆に学校サイドが地域に出ていけるその体制というのは、本当にできるのかどうか、3番に行く前に、そこが分かれば。今、学校現場は地域に出れる状態なんですか。学校が、例えば校長先生以外の方が、例えば公民館のグラウンドゴルフがあるからそれを一緒にやろうとか、地域の草刈りがあるからそこへ出てこようとか、それが今できる状態なんですか。端的に聞きます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

議員の御質問にお答えいたします。

繰り返しのお話になりますが、これはお互いのそれぞれの立場をしっかりと思い、そしてしんしゃくをし、一步を踏み出すことが大事だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

私のほうも繰り返しになりますけども、今の話は、教育長、それは教育現場の側の立場のお話です。私は地元の住民なんで、地元の住民としての立場で物を言ようるわけです。だから、今そこでは歩み寄るところがなくなっちゃうじゃないですか。そこは、さっきから教育長が言われるように、どっかでお話をきちんとしていって、お互いに歩み寄るところは歩み寄る、協力するところは協力する、こういうものをもうちょっと話をする機会をすべきだということを私が言いたいところですよ。お願いしたいと思います。

3番です。今後、学校と地域が一方通行でなく、双方向の協力関係を築くために、地域行事と学校行事を整理した年間協働スケジュール、こういったものを作成して、早めに地域へ渡すべきと私は思います。

さらに、地域貢献活動を評価、表彰するなど、そういった制度の創設とか、地域学校協働本部や、今の学校運営協議会の積極的なますますの活用、これはすればいいと思うんです。それらをするために、教育委員会としてはこの仕組みをさっきのように勉強会ばかりするんじゃないかって、もうちょっとお話し合いをきちんと、お互いが今の実情を話すべきでは私はないかと思うんですけども、このあたりはどうなんですか。そのあたりのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

先ほど答弁いたしました教員の働き方改革を促す指針の中で、学校と教師の業務の3分類における学校が担うべき業務を踏まえながら、地域学校協働本部運営委員会や学校運営協議会で個別の事案について協議していきたいというふうに思っております。地域学校協働本部や学校運営協議会、そして地域学校協働活動推進委員は、子どもたちの成長にとって大切な存在であるというふうに思っております。

これまで、加賀東小学校における円城白菜の栽培、そして道の駅での販売に向けた取組や、加賀西小学校や加賀南小学校においてスクールバスに慣れない児童の安全な通学に課題を感じた地域学校協働活動推進委員さんが、地域の方を巻き込んで登下校の見守りを実践されたこと、加賀中学校において川合神社のだしづくりに地域の方を講師としてお招き

し、生徒たちが作成し、だしを夏祭りで展示するなど、様々な実践事例を地域学校協働本部運営委員会や学校運営協議会において共有させていただき、協働活動が活発化するとともに、地域と学校がネットワークを形成できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

しっかりと話をさせていただいて、子どもたちが成長するためには自分たちが何ができるかという意識を持ってお互いが歩み寄っていくということが大事なのではないかなというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

私、4番のところで、働き方改革を理由に地域との関係が希薄化している現状は、制度の趣旨についても少し誤っているのではないかというふうに書かせていただいて、質問するようにしてたんですけども。それが本当はここで、執行部の答えを聞いたら、いや、それは私のほうが間違ってたなというふうに言いたかったです。言いたかったんですけども、今の説明でいくと、地域は一生懸命何やかんややってるという説明は、今の教育長のお話です。じゃあ逆に、学校サイドが地域のためにどのような活動をやられているのかというあたりが、私には見えづらいという部分です。そこらなんです。それが、過去からいうとちょっと減ってきているわけなんです。してないとは言わないです、してないとは。でも、特にコロナのあたりから途端に減ってきています。そのあたりをどうするかというところをお尋ねしているわけなんです。

4番のほうへ行きますけども、続けて、教員の負担軽減と地域との協働、これをどう両立させるのか、それをここで具体的な方策をお聞かせいただきたいと、こういうふうに思っているんです。お願いしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

学校と地域が連携をし、子どもたちの学びと成長を支えることは大変重要であることから、学校と地域の関係性が希薄化し、地域との関わりがなくなると、子どもたちのよりよ

い学習環境の支障になるおそれがあります。

しかしながら、働き方改革を推進することで、志ある教員が子どもたちに向き合う時間を十分に確保し、質の高い教育を子どもたちが受けることができる環境整備も必要であると考えております。

地域学校協働本部運営委員会や学校運営協議会において、地域と学校が共にそれぞれの思いを、改めて申しますが、しんしゃくをし、子どもたちと地域の課題解決等に向けた連携及び協働につながるネットワークを形成し、子どもたちが地域の方々と関われる環境づくりができるよう推進してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

ここは平行線になるので、切りがないんですけども。今、働き方改革は、これは学校現場だけではないわけです。当然、皆さん方執行部、役場職員だって働き方改革は影響するわけです。でも、その働き方改革が、何がどう変わったからここが無理なんです、地域になかなか出にくくなったんです、ここを明確にお示しいただきたいというのが私の思いなんです。これを言っていると切りがないので、また説明していただきたいと思います。

最後に、地域は学校を支えて、学校は地域に学んでいくのが私は理想だと思います。そのときに、これは互いの信頼関係を再構築しないとできないんじゃないかと思うんです。となれば、地域に根差した教育行政、これを実現するために具体的な行動、これを求めますけれども、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

学校並びに地域が地域の未来を担う子どもたちの育成のための当事者として、子どもたちの学びの場になるよう社会参画を促すことが大切であると考えております。

しかしながら、地域の方々が学校の学びの場に入ることはとても勇気の要ることであり、携わっていくためには子どもたちとの信頼関係を築いていく必要があるかと思いま

す。子どもたちとの信頼関係を築かれている推進委員の方々におかれましては、教職員では指導しづらい場面であっても、地域の方なら言えるというように、多様な人との関わりによる効果を感じているところでございます。そのような推進委員さんと共に、幅広い地域住民の方々が学校とつながるよう、引き続き地域学校協働活動等の取組を活性化させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

じゃあ、この大きい質問の最後に一つだけお尋ねしますけれども。今後、地域の中の公民館活動であるとか地域活動の中に、学校のほうにこういったものに参加してくれませんかとか、お手伝いしていただけませんかとか、これをお願いをした場合には、どのように取り計らわれる予定なのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

これにつきましては、先ほどからお話をさせていただいておりますように、地域の方と学校職員、そして保護者の方も入るんでしたでしょうか、協働本部等々、その中で話合いが行われると思いますので、その中で十分議論をしていただきながら、お互いに歩み寄れるところは歩み寄っていただきながら一歩を踏み出していただけたらというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

いい一歩が踏み出せることを私自身も期待しておりますので、教育委員会側もそのあたりは歩み寄っていただけるようお願いしたいと思います。このことは、また時を改めてお話をさせていただければと思います。

時間がなくなってきたので、放課後児童クラブのお話をさせていただきたいと思いま

す。

冒頭の説明のほうは省かせていただいて、放課後児童クラブの利用要件については国の指針の範囲内で柔軟な運用を検討すべきではないかと私は思っており、ここは前回もお話をしました。これは、なぜここで上げてきたかという、令和8年度がそこへきますので、このことについて見直すべきと私はそのとき提案しましたが、その後、担当課のほうは幾らかでもこのことについて考えられた経緯がありますかね。そこをお尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、11番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、放課後等における地域での子どもの居場所づくりは大切であると認識しており、町では子どもの居場所づくりの一つとして放課後児童クラブを設置し、子どもへの適切な遊びと生活の場を提供しているところです。

放課後児童クラブとは、子育てと仕事の両立が可能な社会にするために設けられた制度であり、児童福祉法においては次のように定められております。

放課後健全育成事業は、小学校等に就学している児童であって、その保護者が就労により昼間家庭にいない者に授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業と定められております。

この基準を下に、町では児童クラブを利用する要件について、就労要件のほかに、保護者の妊娠出産、疾病及び同居親族の介護などの理由による幅広い受入れを行っており、就労要件の就労時間についても、月48時間以上であれば受入れを行うなど、利用要件の緩和を行なっているところでありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

しかしながら、議員おっしゃる子どもの居場所づくりにつきましては、放課後児童クラブも含め、地域と関係機関と連携を図りながら検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

利用条件の変更については、調べたら、県内でもかなり柔軟にやられてるところが多々

出てきます。このあたりを、先ほど課長の説明では今後検討されるのかも分かりませんが、他の自治体でこの利用条件をかなり弾力的に使われているところを見た感じで、どちらが今の吉備中央町のやってることといいかなと思われませんか。ここは町長の前で言いにくいかも知れませんが、どちらが望ましいと思われるんですか。利用者サイドに立った場合ですよ。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、御質問にお答えいたします。

この場でどちらがいいかとかといったことはなかなか答えづらいところなんですけれども、児童クラブという組織、それからあと子どもの居場所づくりという組織、それぞれまた違う目的を持ってするようになっております。子どもの居場所づくりという大きな枠で考えますと、緩和も行なっていかなければならないんでしょうけれども、児童クラブという中ではなかなかそれを緩和をしていくのは難しいかと思っておりますが、今後、議員さんおっしゃられた他市町村の事業等もまた参考にしながら検討のほうをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

利用条件の話をやっていますが、例えば今ケーブルテレビを見られとる方は、何のこっちゃと思われたと思いますけれども。例えば共働きでないと入れないとか、そういうところの利用条件が家庭によって違ってくると思うので、多くの形で利用できる状態をつくったほうが、子育てに優しいというまちを全面に出している吉備中央町であれば、私は必要ではないかなと思いますので、ここは町長に代われなかったのも、町長はここは思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

吉備中央町は、議員言われたように、子育てに優しいということを目指してやっております。この制度を見ていただければ、もともと国は就労要件をつけておりました、若干緩和していった。その中で吉備中央町がやったときには、月に48時間というようなところに抑えております。また、要件につきましても、申請していただければ大部分が可能なような結構緩やかな運用をしております。ただ、ここに来て、より一層子育てに優しいという観点から、県下のあらゆるところを調査もしまして、じゃあもう少しやるべきだという判断になるかどうか、これから検討していきたいと思います。あくまでも子育てに優しい吉備中央町は目指しております。今のところ、これをやったときにはものすごく優しい、緩やかな制度でつくっております。それをもう全く撤廃するかどうか、これにつきましては財政的なこともございますので、そこもしっかりと勘案して検討したいと思います。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

社会変化の中で取り残されないようにしていかないと、幾ら子育てに優しいと言いながらも、それが現実から乖離してくると私は問題だと思いますので、どこかでは撤廃というものをさせていただきたいと思います。これもまた、引き続き時を改めてお話を聞きたいと思います。

2番目、今まで公設民営でした。公設民営時代には、体験活動が多々やられていたわけです、各児童クラブで。このあたりが、公設公営になって頻度が少なくなってきたようにお聞きしますけれども、このあたりを担当課としてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国の放課後児童クラブ運営指針では、児童クラブの役割としては学校や地域の様々な社会資源と連携を図りながら保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担うこととなっております。このことから、議

員御質問のとおり、地域とつながる放課後児童クラブに移行していく必要があると考えます。

その一つとして、昨年度まで民営時代に実施してこられた地域との交流事業を継続していければと思います。今後、各児童クラブと連携し、適切な計画を行い、地域との交流等につなげていけたらと考えております。

また、地域の子どもの育成拠点として機能するためには、地域の方々と児童クラブがつながることが大切であると考えことから、今後、既存の組織等との連携を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

地域との関わりを持っていただいて、子どもたちが楽しい放課後児童クラブ、私は理想はそこだと思いますので、お願いしたいと思っております。

そのときに、もう一つだけ確認なんですけども、旧放課後児童クラブのときには、それぞれの地区でそれぞれのことをやっていました。それが今度3園になったときに、ひょっとしたら円城にあるスマイル、それからこっちの東あるいは南、それぞれのところで過去にやってきたことが違っていたとすれば、そのあたりはどのような取扱いになりますか。全園一緒のことをやらなければいけないのか、それぞれ地域に応じたことをやってもいいのかどうか、このあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

御質問にお答えいたします。

公営になりました関係上、どこのクラブも同じような活動が一番望ましいと思っております。ですけれども、各地域、それぞれ実情がございます。そちらにつきましては、児童クラブ職員と協議をいたしまして、どのような方向性に向いていくのか、また検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

そのあたりは弾力的に、それぞれのクラブのほうへある程度は指導権を持たせてあげたほうが子どもたちも喜ぶと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の最後になりますけども、これも前定例会でも聞きましたけども、利用児童が1名でも指導員2名配置、これについて、国が示すのはあくまでも、基準というか、基本はこれぐらいがいいんじゃないですかという部分です。これは、吉備中央町で変えようと思ったら変えられる話です。このあたりについて、吉備中央町は見直しを御検討される考えがあるかないかだけで結構ですから、取りあえずそこを教えていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

御質問にお答えいたします。

現在、国の基準に基づき、町の条例においては一支援に2名の支援員を置かなければならないとしております。理由としては、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があることとあります。ただし、2名の支援員のうち1名は補助員に代えることができると規定しております。

現在の放課後児童クラブの職員の状況であります。職員の勤務日数、勤務時間などが様々であることから人員不足も発生しており、人員確保に苦慮しているところです。このことから考えますと、議員のおっしゃる国の基準を十分参酌した上で、地域の実情に合わせ柔軟に適正な人員体制を定めることにより、勤務体制に余裕が生まれるのではないかと思います。今後、子どもが安心・安全に過ごせる生活の場を基本とし、職員配置基準につきましても前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

前向きに検討ということをお言葉いただいたので、本当はほっとしてるところですけど

も。それをするためには、今の放課後児童クラブの中に、先ほど教育長と話をしましたけれども、小学校なんかは運営協議会というような組織を持っているわけです、地域の間が入った、それを放課後児童クラブの中にも設けるべきだと。そして、人員が足りないときには、近隣の皆さん方がさっきの補助員で入れるような形も、みんなで助け合いながらやらないと、人間がいないですから。そのあたりを考えていただきたいと思いますが、最後にそのあたりの考え、答えを教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

御質問にお答えいたします。

今の児童クラブの中にまた運営委員会というような組織をつくるのはなかなか難しいと考えております。ですので、まだ今既存にあります学校とか公民館とかいろいろな組織との関わりをこれから持たせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

最後のそのあたりがまだ腑に落ちてないですけど、またそれは時を改めてお話をさせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時47分 閉 議